

2024(令和6)年度

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

福岡教区「計画書」



「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) スローガン

結ぶ絆から、広がるご縁へ

—From tying bonds to great encounters—

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 福岡教区委員会

福岡教区ホームページ <https://www.f-hongwanji.or.jp>

じょうどしんしゅう きょうしょう わたし あゆ みち

浄土真宗の教章（私の歩む道）

しゅう めい 宗 名	じょうどしんしゅう 浄土真宗
しゅう そ 宗 祖 (ご開山)	しんらんしやうにん 親鸞聖人 ご誕生 1173年5月21日 (承安3年4月1日) ご往生 1263年1月16日 (弘長2年11月28日)
しゅう は 宗 派	じょうどしんしゅうほんがんじは 浄土真宗本願寺派
ほん ざん 本 山	りゅうこくざん ほんがんじ にしほんがんじ 龍谷山 本願寺 (西本願寺)
ほん ぞん 本 尊	あ み だ にょらい な も あ み だ ぶつ 阿弥陀如来 (南無阿弥陀仏)
せい てん 聖 典	・ しゃかにょらい が 説かれた「じょうどさんぶきやう 『仏説無量寿経』『仏説観無量寿経』『仏説阿弥陀経』 ・ 宗祖 親鸞聖人が著述された主な聖教 『正信念仏偈』『教行信証』行巻末の偈文 『浄土和讃』『高僧和讃』『正像末和讃』 ・ ちゅうこう そ れんにょしやうにん てがみ 中興の祖 蓮如上人のお手紙 『御文章』
きやう ぎ 教 義	あ み だ にょらい ほんがんりき によって 信心をめぐまれ、念仏を申す人生を歩み、この世の縁が尽きるとき浄土に生まれて仏となり、迷いの世に還って人々を教化する。
せい かつ 生 活	しんらんしやうにん おし 親鸞聖人の教えにみちびかれて、あ み だ にょらい こころ き ねんぶつ 阿弥陀如来のみ心を聞き、念仏を称えつつ、つねにわが身をふりかえり、ざんき かんぎ 惭愧と歓喜のうちに、げんぜ 現世祈禱などにたよることなく、ごおんほうしゃ せいかつ おく 御恩報謝の生活を送る。
しゅう もん 宗 門	この宗門は、しんらんしやうにん おし 親鸞聖人の教えを仰ぎ、ねんぶつ もう ひとびと つど どうぼう 念仏を申す人々の集う同朋教団であり、人々にあ み だ にょらい ちえ じ ひ つた 阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝える教団である。それによって、じ た とともに こころゆた い 心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する。

第 25 代 専如門主 伝灯奉告法要 ご親教

『念仏者の生き方』

仏教は今から約 2500 年前、釈尊がさとりを開いて仏陀となられたことに始まります。わが国では、仏教はもともと仏法と呼ばれていました。ここでいう法とは、この世界と私たち人間のありのままの真実ということであり、これは時間と場所を超えた普遍的な真実です。そして、この真実を見抜き、目覚めた人を仏陀といい、私たちに苦悩を超えて生きていく道を教えてくれるのが仏教です。

仏教では、この世界と私たちのありのままの姿を「諸行無常」と「縁起」という言葉で表します。「諸行無常」とは、この世界のすべての物事は一瞬もとどまることなく移り変わっているということであり、「縁起」とは、その一瞬ごとにすべての物事は、原因や条件が互いに関わりあって存在しているという真実です。したがって、そのような世界のあり方の中には、固定した変化しない私というものはありません。

しかし、私たちはこのありのままの真実に気づかず、自分というものを固定した実体と考え、欲望の赴くままに自分にとって損か得か、好きか嫌いかなど、常に自己中心の心で物事を捉えています。その結果、自分の思い通りにならないことで悩み苦しんだり、争いを起こしたりして、苦悩の人生から一歩たりとも自由になれないのです。このように真実に背いた自己中心性を仏教では無明煩悩といい、この煩悩が私たちを迷いの世界に繋ぎ止める原因となるのです。なかでも代表的な煩悩は、むさぼり・いかり・おろかさの三つで、これを三毒の煩悩といいます。

親鸞聖人も煩悩を克服し、さとりを得るために比叡山で 20 年にわたりご修行に励まれました。しかし、どれほど修行に励もうとも、自らの力では断ち切れない煩悩の深さを自覚され、ついに比叡山を下り、法然聖人のお導きによって阿弥陀如来の救いのはたらきに出遇われました。阿弥陀如来とは、悩み苦しむすべてのものをそのまま救い、さとりの世界へ導こうと願われ、その願い通りにはたらき続けてくださっている仏さまです。この願いを、本願 といいます。我執、我欲の世界に迷い込み、そこから抜け出せない私を、そのままの姿で救うとはたらき続けてくださる阿弥陀如来のご本願ほど、有り難いお慈悲はありません。しかし、今ここでの救いの中にありながらも、そのお慈悲ひとすじにお任せできない、よろこべない私の愚かさ、煩悩の深さに悲嘆せざるをえません。

私たちは阿弥陀如来のご本願を聞かせていただくことで、自分本位にしか生きられない無明の存在であることに気づかされ、できる限り身を慎み、言葉を慎んで、少しずつでも煩悩を克服する生き方へとつくり変えられていくのです。それは例えば、自分自身のあり方としては、欲を少なくして足ることを知る「少欲知足」であり、他者に対しては、穏やかな顔と優しい言葉で接する「和顔愛語」という生き方です。たとえ、それらが仏さまの真似事といわれようとも、ありのままの真実に教え導かれて、そのように志して生きる人間に育てられるのです。このことを親鸞聖人は門弟に宛てたお手紙で、「(あなた方は) 今、すべての人びとを救おうという阿弥陀如来のご本願のお心をお聞きし、愚かなる無明の酔いも次第にさめ、むさぼり・いかり・おろかさ

いう三つの毒も少しずつ好まぬようになり、阿弥陀仏の薬をつねに好む身となっておられるのです」とお示しになられています。たいへん重いご教示です。

今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩悩にあります。もちろん、私たちはこの命を終える瞬間まで、我欲に執われた煩悩具足の愚かな存在であり、仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはできません。しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯努力させていただく人間になるのです。

国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう。

2016(平成 28)年 10 月 1 日

浄土真宗本願寺派門主

大 谷 光 淳

— 目 次 —

1. 宗派「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）計画

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）総合基本計画 ・ 重点プロジェクト	6
「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）総合基本計画 ・ 重点プロジェクトの さらなる推進 〈2024(令和 6)年度〉	10

2. 福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）

2023(令和 5)年度総括・2024(令和 6)年度計画

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）第 5 期【2024(令和 6)年度～2027(令和 9)年度】 福岡教区総合基本計画	14
福岡教区重点プロジェクト実践目標について	16
2023(令和 5)年度 教区「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）総括	17
2023(令和 5)年度 教区「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）〈重点プロジェクト〉総括	18
2023(令和 5)年度 教区「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）総括〈中央委員会〉総括	19
2023(令和 5)年度「同朋運動部」総括	21
2023(令和 5)年度「寺院機能推進部」総括	22
2023(令和 5)年度「門信徒教化部」総括	23
2023(令和 5)年度「広報部」総括	25
2023(令和 5)年度「非戦・平和部」総括	26
2024(令和 6)年度「同朋運動部」活動方針	28
2024(令和 6)年度「寺院機能推進部」活動方針	29
2024(令和 6)年度「門信徒教化部」活動方針	30
2024(令和 6)年度「広報部」活動方針	31
2024(令和 6)年度「非戦・平和部」活動方針	32
「御同朋の社会をめざす運動」福岡教区委員会設置規則	34
第 5 期「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）福岡教区委員会組織図	36
「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）福岡教区委員会委員名簿	37

3. 意見具申

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）推進にかかる意見具申提出の流れ	39
2024(令和6)年1月17日付 福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）推進についての 意見具申	40
意見具申一覧	42

4. 「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会

宗門・福岡教区人権啓発推進僧侶研修会の経緯と取り組み	43
宗門・福岡教区 年表	46
過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて	48
過去帳又はこれに類する帳簿の取扱い基準	49
安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」について	50
「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱い基準」「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」の 改正内容について	53
身元調査お断りについて	55
『新「差別事件 糾明のための方途」』について	56
災害時における 人権侵害等について	58

5. 各所属団体・教化団体役員名簿 職員職務分担表

各所属団体・教化団体役員名簿	60
2024(令和6)年度 本願寺福岡教堂・福岡教区教務所職員 職務分担表	67

以 上

以下の内容は別冊とし、後日各組長事務所に送付予定です。

- ・各組 実践目標一覧<2024(令和6)年度～2027(令和9)年度>
- ・2023(令和5)年度 各組重点プロジェクト(実践目標)総括及び2ヶ年を通しての成果と課題（総括）
- ・2023(令和5)年度 各組実践運動推進に関する研修会活動報告

1. 宗派「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

総合基本計画・重点プロジェクト

1. 総合基本計画

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現」(『宗制』)をめざし宗門(浄土真宗本願寺派)全体で推進する運動です。

この運動は、「本願を究極の依りどころとして生きられた親鸞聖人に学び、つねに全員が聞法し全員が伝道して、わたくしと教団の体質を改め、差別をはじめとする社会の問題に積極的にとりくみ、御同朋の社会をめざす」基幹運動の成果と課題を踏まえ、さらにみ教えを宗門内外に広く伝えていき、同朋教団として非戦・平和、差別・人権の問題に取り組みながら、多様な活動をより広く実践していくことをめざして、2012(平成 24)年 4 月から始動しました。

2016(平成 28)年には、専如門主は伝灯奉告法要に際し、ご親教『念仏者の生き方』において「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう」とご教示され、『念仏者の生き方』が私たちの実践してきた「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)に通じるとお示しくされました。

私たちは、阿弥陀如来の智慧の光明に照らされるとき、良いことは何一つできない、苦しみの世界から抜け出せないということが徹底的に知らされてきます。それと同時に、そのような私であるからこそ救わずにはおられない阿弥陀如来の慈悲に包まれていることに気づかされ、自ずと大きな喜びと深い感謝の念に満たされます。そして、この私の日暮らしはいまだこの世にある限りは、日々何かを為しながら生きていくことにも気づかされていきます。私が為してきたことの結果がこの社会であり、その社会のあり方のゆえに苦しめられている人々がいます。他人事としての苦しみがあるのではなく、まさしく私がその苦しみの原因の一部を為しているという慚愧の思いが伴います。み教えに出遇った喜びと、慚愧の思い、ここに、自分の生き方が、阿弥陀如来の慈悲によって生かされる私たちの姿が、新しく開かれてきます。

『仏説無量寿経』には、あらゆる世界に生きるすべてのいのちあるものが、阿弥陀如来のはたらきによって分け隔てなく救われていくことが示されています。親鸞聖人は、阿弥陀如来の救いを依りどころとして、ともにお念仏を

喜ぶ仲間を「とも同朋」「御同行」と呼び、世の中にあって苦しむ人々に対し「いし・かはら・つぶてのごとくなるわれらなり」とご自身の上にとらえられて、ともに生き抜かれました。同朋とは、社会の最も弱き立場にあるものを顧みてこそそのものなのであり、それでこそ真の僧伽が形成されていくことを教えてください。その親鸞聖人のお姿を鑑として、互いに支え合って生き抜いていくことが、まさしく私たち念仏者一人ひとりに問われているあり方といえるのでしょうか。

私たちは、私たち自身がつくりあげてきたこの社会にあって、人権や平和という、ともに生きるための課題がしっかりと共有されているかを確認することが大切でしょう。私たちには戦争に加担し、差別を助長してきた歴史があります。その歴史を遠い過去のものとしてしまうのではなく、いまを生きる私たちの課題としていくことが重要です。そのことは、いまでも私たちが平和に背き人権をないがしろにしている姿を明かしていきます。また、私たちは異なる状況や環境のなかで、国や地域、性や家庭や職業、世代や時代というそれぞれの立場にあって、特有の課題にも向き合いながら、ともに生きることを疎外し、いのちの共感を妨げているものを、み教えに基づき、私たち一人ひとりがそれぞれに知らされ見抜いていくこともさらに大切です。

現代社会は、他者や自然を都合のいい道具や単なる手段の一部とみなす人間の本性が加速し、多様な価値観を認め合えずに、互いに対立し合っているのではないのでしょうか。続発する災害、エネルギーや環境の問題、経済格差による貧困問題、自死・孤立、生きづらさや無自覚の攻撃性、さらにはテロや武力紛争・戦争、差別を含む人権抑圧などの様々な悲しみと苦悩の現実があります。また、人口流動や家族形態の変化、過疎や少子高齢化、子どもや若者へのご縁づくり、国際的な伝道、法要や葬儀儀礼の簡略化など、様々な問題と課題に直面し、私たちの伝道活動がたいへん難しくなっています。

世の中における私たちのいのちの営みと真実のみ教えの相続の前に山積する、こうした課題に仏法を依りどころとして立ち向かっていく具体的な実践によってこそ、「阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会」が実現されていきます。専如門主は、こうしてご本願に生かされて生きる私たちの姿について、「自分だけの安穩を願うような自己中心的な生き方から、人々の苦悩をともにしていく生き方への転換であり、そこから大智大悲という如来のお徳を真実と仰ぎ、それに沿うよう努める念仏者の生き方が開かれてきます」(『親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要御満座の消息』)とご教示くださいました。私たちは宗門の英知を結集しながら、ともに「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)を更に推進いたしましょう。

2. スローガン

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の主旨を簡潔に表したスローガンを掲げます。

【 ^{むす}結ぶ ^{きずな}絆から、^{ひろ}広がる ^{えん}ご縁へ 】

3. 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトとは

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、『宗制』に掲げる「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」という基本理念を体して、宗門を構成するすべての人が参画し実践する運動です。

その推進の中、重点プロジェクトは、実践運動総合基本計画に基づき、社会への具体的な貢献をめざして実践目標を定め、年限を区切って取り組むものです。

今期も、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体した宗門全体の実践目標を＜^{ひんこん}貧困の^{こくふく}克服に向けて～^{ダーナ}Dāna for ^{フォー}World ^{ワールド}Peace～＞一子どもたちを育むために一に定め、宗門での一体感を持って取り組むこれまでの方針を踏襲します。宗門のあらゆる人々が課題を共有し、各現場が実践目標の達成をめざし、重点プロジェクトが充実したものとなるよう展開していきましょう。

その一方で、それぞれの現場においては、早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々です。そのため、引き続き各教区(沖縄特区)・各組において独自に定めた実践目標を設定していただくことも可能です。その場合は、独自に定めた実践目標にも取り組んでいただきながら、併せて宗門全体の実践目標である＜^{ひんこん}貧困の^{こくふく}克服に向けて～^{ダーナ}Dāna for ^{フォー}World ^{ワールド}Peace～＞一子どもたちを育むために一に取り組みましょう。

重点プロジェクトを推進するにあたり、僧侶・門信徒のさらなる積極性をもとに、仏教婦人会や仏教壮年会、保育連盟、ビハーク活動団体などの関係諸団体をはじめ、各々の地域の福祉行政や民間団体との連携を図ることで、お互いの既存の関係をより深いものにし、また、新しい関係性を構築していく事例も多くみられます。僧侶と門信徒がともに、み教えと人権・平和への学びを深め、教学的課題と社会的課題へと向かい合い、個々の現場である寺院や組、教区(沖縄特区)がよりいっそう活性化されるように、英知を持ち寄りましょう。

(2) 宗門重点プロジェクトの実践目標

＜^{ひんこん}貧困の^{こくふく}克服に向けて～^{ダーナ}Dāna for ^{フォー}World ^{ワールド}Peace～＞

一子どもたちを育むために一

専如門主は、『念仏者の生き方』の中で、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題の一つとして、「経済格差」を指摘されています。世界的な経済格差は富の偏在により深刻な貧困問題を引き起こし、実に多くの人々が貧困の状況におかれ悲しみ苦しんでおり、特に弱い立場である子どもや高齢者がその影響を強く受けています。さらに、この経済格差がもたらす貧困の問題は、紛争やテロを引き起こす大きな要素ともなっており、あらゆる人々が共に心安らぐことのできる平和な世界を実現するためにも、積極的に克服すべき課題です。

宗門では、戦没者追悼法要をはじめ、戦後長く非戦平和への取り組みを進めてきました。そして、2015(平成 27)年の戦後 70 年を機縁として、3年間にわたりあらためて平和への学びを深めて、平和貢献策に関する議論を積み重ねました。それを踏まえ、公聴会などで様々な意見をいただきました。そして、暴力・貧困・差別・不平等など戦争が起きる原因がない状態としての平和をめざす観点に立ち、平和実現のために国内外の貧困の克服に取り組むことが、今後注力すべき課題であると総合的に判断しました。

また、「子どもの貧困」は、社会的に弱い立場にある子ども自身ではどうすることもできない貧困です。そして、そうした貧困は、やがて次世代へと連鎖していく傾向があります。念仏者として、子どもたちに寄り添うことが求められています。さらに、国際連合でSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、「誰一人取り残さない」の理念のもと、貧困問題に取り組んでいます。国内外の様々な組織が連携しつつ、その課題克服へ取り組む中で、宗教者に向けられた期待は高まっています。

これらの現状を踏まえ、2018(平成 30)年度より、宗門では、より多くの人や寺院が参画できる取り組みとして、＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞子どもたちを育むために一を重点プロジェクトの実践目標として定め、世界を視野に入れ長期的展望に立ち、お釈迦さま以来、仏教が大切にしてきた「布施」の精神をもとに、できることから実践し、生存に関わる貧困・人権を侵害する見えにくい貧困の克服に、今後も継続して取り組みます。

2025(令和 7)年に戦後 80 年を迎える今、いまだ世界中で戦争や紛争は絶えず、分断や対立はますます深まり、格差・貧困が深刻な問題となっています。私たちの取り組みは、今まで以上に重要になっているといえるでしょう。

(3) 推進期間

2024(令和 6)年度から 2027(令和 9)年度までの 4 年間

◇宗派公式ウェブサイトから「総合基本計画・重点プロジェクト」・「実践事例」・「基幹運動総括書」などのダウンロードができますので、ぜひご参照ください。

以 上

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)・重点プロジェクトの さらなる推進<2024年度>

1. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)について(これまでの歩み)

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)の成果と課題を踏まえ、『宗制』前文にある「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」ことを理念とし、その成果を挙げるための運動として、2012(平成24)年度より宗門全体において推進されている。

実践運動における中核的な取り組みである重点プロジェクトは、当初は各教区(沖縄特区を含む。以下同じ。)・各組が独自に実践目標を設定し、主体的に推進する取り組みであったが、2015(平成27)年の戦後70年を機縁として平和の学びを深め、平和貢献策の議論を積み重ねた結果、2018(平成30)年度からの第3期推進期間(以下、「第3期」という。)より、宗門全体で一体感を持って活動するための実践目標として、<貧困の克服に向けて～Dana for World Peace～>一子どもたちを育むために一が定められ、この宗門統一の実践目標に取り組みつつ、併せて各現場の課題に応じた目標にも取り組むかたちで、2020(令和2)年度から2023(令和5)年度までの第4期推進期間(以下、「第4期」という。)も踏襲され推進されてきた。

この宗門重点プロジェクトの実践目標は、「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」という宗門の理念・目的を達成するため、さらに仏教徒・念仏者として推進するにふさわしい、具体的な平和貢献活動の一つとして、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体した重点プロジェクトの取り組みである。第3期から第4期までの6年間、宗門全体の取り組みとして、この目標達成に向け全国各地において様々な具体的な実践が行われ、僧侶・門信徒のさらなる積極性をもとに、仏教婦人会や仏教壮年会、保育連盟、ビハーラ活動団体などの関係諸団体をはじめ、各々の地域の福祉行政や民間団体との連携を図ることで、お互いの既存の関係をより深いものにし、また、新しい関係性を構築していく事例も多くみられている。

2. 第5期推進期間「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)総合基本計画・重点プロジェクト策定について

2024(令和6)年度より第5期推進期間(以下、「第5期」という。)が始動するにあたり、実践運動総合基本計画(以下、「総合基本計画」という。)については、実践運動・重点プロジェクトの推進にあたって、み教えの上から取り組みの必要性が示されることや基幹運動の理念を継承していることをより理解しやすくできるように、総合基本計画全文の構成を整理した。

重点プロジェクトについては、宗門全体の「実践目標」を定め、宗門での一体感を持って取り組むこれまでの方針を踏襲する。

また、推進期間について、実践運動が始動した当初は1期3年間で進められてきたが、教区の役職者(教区委員会委員2年、教区会議員4年、組長4年)の任期と合わせるため、第3期を2年間として調整し、第4期より4年間の推進期間としたことから、第5期の推進期間についても引き続き、2024(令和6)年度から2027(令和9)年度までの4年間とする。

なお、第5期計画の策定にあたっては、各教区の点検報告に基づくこれまでの教区・組などの推進状況の分析、及び公聴会における宗門全体の意見を踏まえ、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会並びに常任委員会、各教区における意見聴取など、各般に亘り意見を聴取して議論を重ね、最終的に総局において策定した。

3. 今期重点プロジェクトの推進について

スローガンはこれまで通り「結ぶ絆^{むす きずな}から、広がるご縁^{ひろ えん}へ」とし、宗門全体の統一の実践目標は、第3期より推進されている、＜貧困^{ひんこん}の克服^{こくふく}に向けて～Dāna^{ダーナ} for World Peace^{フォー ワールド ピース}～＞子どもたちを育^こむためにーを今期も踏襲する。世界を視野に入れ長期的展望に立ち、お釈迦さま以来、仏教が大切にしてきた「布施」の精神をもとに、できることから実践し、生存に関わる貧困・人権を侵害する見えにくい貧困の克服に、今後も継続して取り組む。

その一方で、それぞれの現場においては、早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々である。そのため、従来通り各教区・各組において独自に定めた実践目標を設定して、宗門重点プロジェクトの実践目標と併せて複数の実践目標に取り

組んでいくことも可能としている。

なお、第5期計画における重点プロジェクトの文章については、「貧困の克服」が平和貢献策としての取り組みであるとともに、なぜ「子どもの貧困」に取り組むのか、さらに宗門重点プロジェクトに併せて教区・組が独自に定めた実践目標に取り組むことが可能であることなどについて、よりわかりやすく伝わるよう、第4期の文章から加筆・修正などを行った。

4. 2024(令和6)年度の取り組み

本年度は、教区重点プロジェクトリーダー（以下、「教区リーダー」という。）及び組重点プロジェクトリーダー（以下、「組リーダー」という。）が新たな任期を迎える。引き続き、教区内での実践目標の理念の周知度を上げるべく、教区リーダーへ研修を行い、自らの所掌事項を認識し、各組などに対し活動いただくとともに、組リーダーを対象とした研修会が全教区で開催されることをめざす。

さらに、組リーダーを対象とする研修会をはじめ、各教区・各組における各種研修会へ宗務所員を講師として派遣する講師派遣制度（オンライン出講を基本とする）の積極的な利用を促し、実践目標の理念の周知度向上をめざす。

また、実践目標の具体的な取り組みである「子どもたちの笑顔のために募金」については、2024(令和6)年1月末に第5回目の集計を行い、募金総額は27,318,130円となり、このたびも多く協賛を得ることができた。毎回2,000万円を超える募金をお寄せいただいていることは特筆すべきことであり、特に昨年度は、親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年慶讃法要期間中における各法要後の募金活動及び聞法会館1階に設置した展示ブースにおける募金奨励等の積極的な募金活動により、大変多くの方々にご協力をいただいた。ご協力をいただいた寺院、門信徒等の皆さまにあらためて感謝の意を表したい。

第5回目の集計を受けて、2024(令和6)年3月開催の「子どもたちの笑顔のために募金」管理委員会の協議を経て、第5次支援として以下の支援を行う。

「支援先(1) Dāna for World Peace！－世界の子どもたちの笑顔を応援します」では、浄土真宗の有志で国際的に活動する団体からの申請に基づく助成金による支援、ネパールのカトマンズ本願寺と連携した現地の学校整備の支援、また、パレスチナ（特にガザ地区）の子どもたちへ支援団体を通じて支援を行う。

「支援先(2)子どもたちの居場所づくりを応援します」では、子ども食堂や学習支援等の活動を行っている寺院・団体の主催者への助成金支援を通して、国内外の子どもたちの居場所づくりを応援していく。

「支援先(3)施設で暮らす子どもたちの笑顔を応援します」では、浄土真宗本願寺派全国児童養護施設連絡協議会の加盟 15 施設及び母子生活支援施設本願寺ウィスタリアガーデンに暮らす子どもたちへの支援を行う。

これらの支援を支える募金のさらなる奨励として、中央・地方の一貫した取り組みとなるよう、引き続き、教務所長・宗務長・輪番・主管・組長・教区リーダー等に依頼し、各種発行物に募金サイトへの QR コードを掲載し広く周知いただくとともに、行事・会合等において積極的な募金の奨励を行っていただくようはたらきかける。さらに、中央においては本山恒例法要等において積極的な募金活動や、各種研修会等において奨励する。また、具体的な支援先・支援内容・活動事例等を『本願寺新報』や宗派公式 WEB サイト等において発信し、より多くの方に募金の協力をいただくよう奨励する。

募金活動以外では、本年度も運動推進に資するため「教区・特区実践運動推進助成金」「組実践運動推進費」「組重点プロジェクト推進助成金」の交付や、「講師派遣制度」、「連区協議会開催助成金」「重点プロジェクトリーダー推進事務助成金」などを行い、地方における実践運動推進の一助としていきたい。

ご親教『念仏者の生き方』において、「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう」とお示しのお心を体し、宗門を構成するすべての者が参画し、かつ実践する運動として、英知を結集しながら、「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)及び重点プロジェクトを強力に推進してまいりましょう。

以 上

重点プロジェクト推進室

2. 福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）

2023(令和 5)年度総括・2024(令和 6)年度計画

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）第 5 期福岡教区総合基本計画

【2024(令和 6)年度～2027(令和 9)年度】

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）は 2024 年度から 2027 年度までの 4 年間を第 5 期として取り組んでいきます。

私たちを取り巻く社会情勢は多くの悲しみと不安に満ちています。私たち一人ひとりがあらゆるいのちを救いの対象とする阿弥陀仏の願いにであい、支えとしながら社会の中の苦悩を他人事とすることなく生き抜いていくことが「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）です。

私たちの直面する課題は一つではなく多岐にわたります。時代の波にのまれメディアなどで大きく取り上げられる課題のみに注力してしまうことや、自らの課題は目の前の事象一つでよいと決めつけてしまい自己満足で終わってしまうことで、誰かの悲しみを諦めさせたり、押し込めることを強制することのないようにしなければなりません。このことは、これまでの 4 期 12 年の活動の中でも度々「現実の苦悩や課題からスタートする運動ではなく、仕事として与えられた運動となっていないか」という声があがっていることにも通じる反省です。

そのためにも、これまでの「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）の取り組みを振り返ると同時に、それ以前より「同朋運動」「門信徒会運動」から「基幹運動」へと続いてきた様々な取り組みを点検し継承していく必要があります。

教団の抱える差別体質や非戦平和への取り組みなどについても成果は生みだしつつも、まだまだ十分とは言えません。継続してそれぞれの学びを深めつつ、新たな課題として災害支援や自殺、貧困などについてもその課題解消に向けて取り組みを進めていきます。

福岡教区 重点プロジェクト

スローガン	結ぶ絆から、広がるご縁へ
-------	--------------

重点プロジェクト	実践目標	^{ひんこん} ＜貧困の克服に向けて ～ ^{ダーナ} Dāna for World Peace～＞ ^こ 子どもたちを ^{はぐく} 育むためにー	
	期 間	2024(令和 6)年度～2027(令和 9)年度	
	達成目標	<u>「貧困」をはじめとする社会の課題を自身の問題とし、その解消に向けての取り組みを実践する</u>	
	推進計画	令和 6 年度	これまでの教区内各組における貧困問題をはじめとする実践目標に対する取り組みの具体例と明らかになった課題の確認・共有をはかる
		令和 7 年度	<u>貧困問題を社会を構成する自身の課題とするための研修会の実施</u>
重点プロジェクト	推進計画	令和 8 年度	<u>確認された課題への取り組みに対する教区としての支援方法の確立</u>
		令和 9 年度	<u>教区としての支援活動の実践</u>

福岡教区重点プロジェクト実践目標について

＜貧困の克服に向けて ～Dana for World Peace～ ＞ー子どもたちを育むためにー

福岡教区では近年、宗門の定めた重点プロジェクトの実践目標をもとに「貧困」を課題として研修会の開催などの取り組みを行ってきました。また、教区内各組においてはこれと併せて「災害支援」や「寺院活動(み教え)をとおして悲しみに寄り添うこと」などを目標として設定してきました。

これらの活動を引き継ぐ第5期前半の福岡教区の取り組みとして、まず教区内各組のこれまでの活動の課題と成果を共有することで「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）および「重点プロジェクト」の意義を再確認します。み教えを支えとして生きるということは特別な活動を行うことではなく、それぞれの念仏者としての日々の営みの集合が「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）であることを確認していきます。そのうえで社会と私の課題に対する取り組みを学び、考えることで運動をより推進していきます。

また、第5期後半では確認された課題への取り組みに対して教区として支援する方法を確立し、具体的に実践することを目指します。

「貧困」をはじめとする社会における種々の課題は多面的な要因によってもたらされます。その要因の一つが社会を構成する「私」です。自らの姿を改めて受け止めなおしたときに取り組むべき活動は明らかになっていきます。私たち一人ひとりが、お念仏をいただくものとして、支えあいながらも主体的な自身の歩みを確立させることを目指して運動に取り組んでまいります。

2023(令和 5)年度 福岡教区総合基本計画 総括

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 第 4 期は、最終年度を終えました。第 4 期の取り組みは新型コロナウイルスという未曾有の社会問題の中で始まりました。前期 2 年間は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置といった著しく行動が制限される規制もあり満足 of いく活動はできませんでした。そうした中、後期 2 年間はオンラインを活用した会議、行事開催など感染リスクをおさえた取り組みを確立することもできました。

2023(令和 5)年度は新型コロナウイルスの行動規制も解除され、各部においてコロナ以前の活動形態を取り戻す 1 年となりました。おおむね各部とも計画に基づいた活動をすることができました。

教区委員会としての取り組みは、「新しい領解文」についての独自の学習会を 12 月に開催しました。「新しい領解文」については教区内でも多くの問題点が指摘され、宗派が 9 月に開催した学習会は現状追認の肯定的な立場であったため、教区委員会では、井上見淳さん(本願寺派司教)と木村真昭さん(福岡組妙泉寺)を講師として「新しい領解文」の問題点を教義的に深く掘り下げることができました。また全体会では新しい領解文について多くの批判的意見が出され、教区内でも意見集約をすすめる必要性を感じました。

また、「新しい領解文」の関連として第 2 回中央委員会に『「浄土真宗の救いのよこび」の再掲載を求めます』を意見具申しました。

最後に、第 4 期は新型コロナウイルスの感染問題の影響から運動に大きな成果があったとは言えません、しかし、コロナ禍で逆に我々は、ひとり一人が運動を担う姿勢がいかに大切であるのかを学びました。実践目標を私たちひとり一人が担う課題として、み教えに問い聞き学びながら運動が推進されるよう、今後も取り組みを進めていく必要があります。

以 上

2023(令和 5)年度 福岡教区重点プロジェクト 総括

新型コロナウイルス感染症も 2 類からインフルエンザと同等の 5 類になったことで、強制力のある行動規制も 5 月には解除されました。過去 3 年間、重点プロジェクトの取り組みが停滞した中、2023(令和 5)年度は 2024(令和 6)年度以降の活動を見据えた 1 年間となりました。

具体的な取り組みとしては、組プロジェクトリーダーを対象にした研修会を寺院機能推進部主催のもとで 10 月と 2 月に開催しました。弁護士の石渡一史さんと井川原有香さんを講師に「宗教と人権」、「僧侶の実務を通して気をつけること」のテーマとしての研修でした。重点プロジェクトを進めていくうえで、必要不可欠である人権への配慮を学びました。

また、教区重点プロジェクトリーダーとしては、8 月と 3 月に宗派重点プロジェクト推進室が主催する研修会がリモートで行われました。研修会は各教区における重点プロジェクトへの取り組み事例が報告され、それぞれ教区の特色をいかした取り組みは多いに参考となるものでした。また 2022(令和 4)年度、研修会が重点プロジェクトリーダー個人の学びに留まり教区内で広く共有できなかった反省を踏まえ、8 月に開催された研修会は教区通信にて学んだ内容を報告しました。

なお、重点プロジェクトを推進していくうえで「子どもたちの笑顔のために募金」の奨励が宗派より求められていますが、教区内での募金活動の更なる奨励について、2022(令和 4)年度の総括でも触れましたが、具体的な事案を検討し実践することができなかったことは多いに反省するところでした。

以 上

2023(令和 5)年度 中央委員会 総括

2023(令和 5)年度の中央委員会は、9 月 29 日と 1 月 29 日の 2 回開催され、どちらもリモート形式でした。5 類引き下げによって感染症対策も緩和され、通常の行事も開催可能になってきてはいるのですが、宗門全体の財政状況から、これまで本山に集まっていた会議はほとんどがリモート形式を利用したものとなっています。中央委員会は対面形式に戻してほしいという要望も各教区から出されていますが、コスト面の負担が大きく、難しいようです。このリモート化により、従来 1 泊 2 日で開催されていた中央委員会が半日のみとなっていることから、委員同士での交流や情報交換・共有もできず、時間的にも内容面でも深く協議できていないことは、今後の運動推進にとって大きな問題ではないかと思えます。

第 1 回中央委員会では、2023(令和 5)年度が第 4 期重点目標の最終年度であるため、次期実践運動総合基本計画・重点プロジェクト案の検討が行われました。ここでは一度各教区委員会で検討してもらい、その意見を集約することが提示されて終了したことから、福岡教区においても常任委員会で意見集約を行いました。

また、高岡教区から①対面形式での中央委員会の再開を求める意見具申 ②子どもの貧困対策の撤廃も含めた全面的な見直しを求める意見具申 ③千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要の前日に開催されていた宗派主催の「全戦没者追悼のつどい」の再開を求める意見具申 の 3 つの意見具申(要約)が提出されましたが、いずれも宗派総局からの回答は鈍いものでした。

第 2 回中央委員会では、第 1 回にて各教区で検討・意見集約され、修正を受けた次期実践運動総合基本計画・重点プロジェクト案を再度検討しました。加筆された言葉も多く、より目指すところも明確になった計画案にはなったと思います。しかし、だからこそ今後は書類上の言葉だけで終わらない、目標に向けての実践が問われることになるでしょう。特に「貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～一子どもたちを育むために一」の取り組みが本気で World Peace(世界の平和)に向けて取り組まれるものであるならば、そもそも貧困を生み出さないような社会を求めていかなければなりません、現状は募金やこども食堂・学習支援といった具体的な支援策(これらもちろん重要ではありますが)に終始してしまっているように思えてなりません。

また、第 2 回中央委員会の報告で気になった点として「人権啓発僧侶研修会」「実践運動推進協議会」の開催率が極めて低いことがあります。具体的には 2024(令和 6)年 1 月 10 日時点で宗派が把握している分で「人権啓発僧侶研修会」の開催率が 15.9%、「実践運動推進協議会」が 6.1%という低さです。これまではコロナ禍で中止になることが多かったとはいえ、2023(令和 5)年度は新型コロナが 5 類に引き下げられたことによって寺院や組の活動が活発化してきたこともあり、今後は開催率の改善を目指していかなければなりません。

さらに、福岡教区から3点の意見具申を行いました。

①『戦後問題』検討委員会答申」とその後の総局の対応策をまとめた冊子の発行を求めます」について、総局からは総合研究所ホームページの「非戦平和の取り組み」を活用してほしいとの返答でしたが、現在は2015年(戦後70年)以降の内容が主となっているため、『戦後問題』検討委員会答申(1996年)以降の約20年分は途絶えているため、十分なものとはいえません。2025(令和7)年が戦後80年を迎えることになり、またロシア・ウクライナ戦争やパレスチナでの状況などを鑑みても、非戦平和への取り組みの重要性は高まっているといえるでしょう。住職の世代交代も進んでおり、これまでの取り組みの成果と課題の継承にも不安があります。同様の意見も多く、他教区と連携して宗派へ動きを求めていく必要があると思います。

②『浄土真宗の救いのよろこび』の再掲載を求めます」について、こちらの意見具申については他教区から賛否両意見がありました。反対意見としては「この意見具申が、運動推進のために何になるのか」「救いのよろこびは内容が真俗二諦であり問題」というものでした。一方で「伝道も運動推進ではないか」「本山常例布教という伝道の一線で用いているものが改訂(内容削除)されているということをほとんどの住職が認知もしていないことが問題」という賛同内容でした。両意見ともに教区常任委員会での話し合いを続けています。総局からは「浄土真宗の救いのよろこび」は現代版領解文ではない」「事実誤認がある。理由なく削除したわけではない」という答弁でしたが、意見具申の際に「削除された理由は典拠不明だからと聞いているが、同様の表現が「親鸞聖人のことば」にそのまま修正されずに残っている。よって「浄土真宗の救いのよろこび」だけを削除する理由として筋が通らない」という補足説明を加えたものの、完全に無視された形で終わりました。

③『宗報』と本願寺ホームページに全ての意見具申の掲載を求めます」について、前述の通り、最も求められるのは中央委員会の対面形式の復活ではありますが、今後リモート形式を継続していく予定ならば、情報共有のためにむしろ本山・宗派の方から積極的に宗門内へとはたらきかけるべきだろうと思います。他教区からも宗会の傍聴をオンライン(リモート)でできるように求める声が上がりました。同様の意見は以前から中央委員会で上がっていましたが、宗派としては全く積極的に動こうという気配が感じられず「情報共有は大事だが、情報の垂れ流しになってはいけない」という的はずれな回答で締めくくられるのみでした。

2023(令和 5)年度 同朋運動部 総括

1. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)人権啓発推進僧侶研修会

2023(令和 5)年度の僧侶研修会の開催組は、18 組でした。(中止 2 組)

各組からの報告書によりますと、研修内容は設定された 4 つの研修課題以外にも、コロナ禍を経て僧侶研修会を再開するにあたり、あらためて運動推進のための基礎学習として意見交換会等を実施されている組もありました。また、人権啓発推進の研修にそぐわない内容の 5 組もありましたので、周知に取り組んでいきたいと考えます。

各組研修会への部員の出向については、部員の所属組を含め 8 組への出向を行いました。今後とも各組への出向を行い、課題や情報の共有を進めていきたいと考えます。

2. 各組選出僧研講師養成研修会

2023(令和 5)年度は次期研修会の開催に向けての課題の共有と、研修内容や開催時期・期間について検討しました。2〜3 年後の開催を目標に取り組んでいます。開催にあたっては各組のご理解とご協力が欠かせませんので、皆さまからのご意見等をいただきながら進めていきたいと考えます。

3. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)教区研修会

テーマを「過去帳等の取扱基準について」とし、ご講師に石崎博紘さんを招き、2023(令和 5)年 11 月 6 日(月)に本願寺福岡教堂 3 階礼拝堂で開催いたしました。内容は、1979(昭和 54)年 8 月の第 3 回世界宗教者平和会議における「部落差別は、今は存在していない」という日本宗教者の発言による差別事件から現在にいたるまでの取り組みについて学び、差別についての学びを深め、過去帳等の取扱になぜ気をつけなければならないのかを再確認しました。

また、若い僧侶の出席もありましたので、初めて知ること多かつたのではないかと思います。「人間が歴史を学んでわかることは、人間は歴史から何も学ばないということだけだ」(ドイツの哲学者：ヘーゲル)と言われるほど、人は歴史を繰り返します。いつもと同じ内容だからと、学び(再確認)をやめることが何を意味するのかは明白です。僧侶である私たちこそ、このことを忘れずに運動を進めていきたいと思ひます。

今回は 14 組から参加がありましたが、6 組からは参加がありませんでした。全組から参加いただけるよう周知に取り組んでまいります。

4. 福岡県「同和問題にとりくむ宗教者連絡協議会」(同宗連)への参画

同和問題にとりくむ宗教者連絡協議会(同宗連)では、2023(令和 5)年 12 月 11 日・12 日の 2 日間、北九州市小倉北区で 4 年ぶりに研修会とフィールドワークが行われました。

他の宗派の方々と対話する良い機会にもなり、学びの多い研修会でした。

2023(令和 5)年度 寺院機能推進部 総括

2023(令和 5)年度は、5 月より感染症対策が引き下げられたことに伴い、寺院・組行事が元の活動を取り戻し始めた 1 年となりました。コロナ禍の 3 年の間にインターネットやリモート活用も進み、今後もその活用が進んでいくと思われますが、改めて宗教施設たる寺院は人と人のつながりがあってこそそのものだと感じます。まずは延期・中止になっていた寺院や組の行事を取り戻し、必要があれば時代に応じた形へと変更し、教章に掲げられている「阿弥陀仏の智慧と慈悲を伝える」寺院、そして「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」宗門へと歩みを進めていかなければなりません。

1. 実践運動推進協議会(以下『推進協議会』)への出向

各組の推進協議会へ、出向の可能な範囲で出向を行いました。2023(令和 5)年度は感染症の影響も小さくなったことから、教区内では 2022(令和 4)年度より多くの組で開催されましたが、コロナ禍により推進協議会の開催率自体が全国的に低迷しています。2024(令和 6)年度以降は、まず中止・延期になっている推進協議会の開催を促していかなければならないでしょう。

また、第四期の宗派の重点目標として掲げられている「貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～子どもたちを育むために～」のテーマでの学びが進み、組や寺院で実際の支援活動も始まっています。

2. 寺院機能に関する課題について

(1) コロナ禍の約 3 年間でインターネットを利用した伝道が広まりましたが、広がりを見せるソーシャルメディア利用に対して、過去帳や個人情報の問題、人権意識や配慮など、気をつけておくべきこと等をまとめた「ソーシャルメディア利用ガイドライン」を作成しました。

(2) 教区研修並びに重点プロジェクト研修を開催(併修)しました。2023(令和 5)年度は弁護士の方を講師にお招きして、それぞれ「宗教と人権」「僧侶の実務として気をつけること」という題で、2 回の研修を法律家の視点からお話いただきました。住職の世代交代も進み、また時代も変化していく中で、改めて適切な寺院運営が為されているかを点検する機縁となりました。特に寺院側には墓地や納骨堂の継承に関する問題を抱える事例が多く、質問が集中していました。

2023(令和 5)年度 門信徒教化部 総括

1. 「連研のための研究会」の開催

「連研のための研究会」は各組が連続研修会(連研)の大きな柱である『話し合い法座』の意義を再確認することで、より充実した連研が開催されることを目的とします。

2023(令和 5)年度は、連研中央講師の志摩田真生さん(福岡組正法寺)をご講師にお迎えし、「連研とご法座」をテーマとして研修を行いました。

「連研とご法座」この両者は性格や方向性から違いがある事は明らかで、それらの相違を確認し、両者に通底する大切な事を明確にすることが今回の研究会の目的です。

永代経や報恩講などの通常の法座と、話し合い法座が中心の連研は果たして「結びついているのかいないのか」という疑問や不安がありますが、ご法義(仏法)が表面に出てくるのが通常のご法座、水面下に潜んでいたりするのが話し合い法座であることを確認しました。

コロナも5類へ移行するなど世の中も通常へ戻りつつありますが、連研の開催組は現在9組と全組の半分にも満たない状況です。原因としてコロナ禍の影響もあると思いますが、その他にスタッフ不足と参加者少数のためであるとも考えられます。

「連研のための研究会」は教区内の連研に携わる方々が学びと想いを共有するための大切な研修です。この研究会での学びを各組の連研で活かしていただきたいと願うと共に、未開催組については早期に開催を促し、開催困難な組については例えば近隣組との合同開催など提案をしていきます。

2. 「連研履修者研修会」の開催

「連研履修者教区研修会」は各組において連研を修了された方が学びと課題を振り返り、その流れを継続していくきっかけとしていただくために開催されます。2023(令和 5)年度は連研中央講師の大道修さんを講師としてお迎えし、『連研を受講して～み教えと私～』のテーマで研修を行いました。

2023(令和 5)年度は連研修了者が2組より12名の参加がありました。また、門徒推進員(7組24名)、僧侶スタッフ(2組5名)の参加もありました。通常は門徒推進員と僧侶には聴講としての参加をいただくようにご案内をしていましたが、2023(令和 5)年度は連研修了組が少なく組を超えた意見交換が難しかったため、門徒推進員にも班別話し合いに参加いただきました。

問題提起では、講師自身が連研に受講者として参加したことでみ教えとであったことが生き方の転機となったとお話いただきました。問題提起を受けての実際の話し合いの中では、連研を受講することになったきっかけや受講したことに対する率直な感想を語っていただきました。また、多くの門徒推進員から、一度きりの経験でありかけがえのない仲間とであえるからぜひ受講してほしいという喜びにあふれた中央教修受講へのすすめがありました。

まとめでは「浄土真宗とは私にとって生き方であり、居場所である」という言葉が印象に残りました。研修に先立って2名の門徒推進員の方に中央教修修了者の体験発表をいただいたこともあり、今後の学びをどのようにしていくのか強く意識された参加者も見受けられました。今回の研修を経て中央教修を受講される方が増えることを願います。

また、今後の課題として各組においていまだに当研修の開催そのものや趣旨が周知されていない点が挙げられます。より丁寧に各組への案内を行う必要があります。

3. 門徒推進員連絡協議会との連携

2024(令和6)年2月20日、「連研履修者教区研修会」において門徒推進員として中央教修での体験や、その後の活動状況などについて、お二人の方に発表していただきました。今後中央教修を受講される方にとって大変参考になるものと思います。また、門徒推進員全員研修会の講師が門信徒教化部部員だったことで、活動状況での課題や、問題点などをお聞きして、有意義な意見交換が出来ました。今後もこうした機会を通して、門徒推進員との意見交換を重ねて、各寺、組、教区での活動をより活性化していくためにも、情報共有と連携を重ねていくことが大事であると思います。また、各組長からの連絡、各寺からの周知が乏しい組があるように思われる所があります。これらは今後の課題であると思います。

以 上

2023(令和5)年度 広報部総括

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の理念と取り組みを周知するために、以下の活動に取り組みました。

1. 『福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画書』の発行

『福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画書』を作成しました。2023(令和5)年度は教区関連のものは先行して2023(令和5)年7月に発行出来ました。また、実践運動各部活動計画をホームページに掲載しました。

2. 『教区通信ふくおか』の発行(vol.140~142)

2023(令和5)年度は3回(7月・11月・3月)の発行とし、1ヶ寺につき8部ずつ配布しました。教区での研修会の内容や、「親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年慶讃法要」に関する紙面としました。

3. 「情報の共有化」

情報の共有化を図るために教堂内に閲覧コーナーを設け、「組報」「寺報」の収集に取り組みました。

教区ホームページは教区内寺院の写真掲載率をあげることに注力しました。

以 上

2023(令和 5)年度 非戦・平和部 総括

2022(令和 4)年は、2 月にロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻、2023(令和 5)年は 10 月にイスラム組織ハマスとイスラエルの軍事衝突が起きました。国家や軍事組織の論理が露わになる中で、常に無辜の民が犠牲を強いられます。今なお戦禍が収束する兆しは見えず、国際社会に広まった戦闘休止を求める声もむなしく、戦争被害は拡大の一途をたどり続けました。国内にあっては、他国の軍事的脅威を煽って、防衛予算の歴史的な増額が閣議決定され、今や武器輸出規制さえ大きく緩和されようとしています。これらの日本政府の方針が、他国から見てこそ脅威と映るのは当然です。2024(令和 6)年には、陸上自衛隊の幹部らによる、靖国神社への集団参拝が明らかになりました。部隊や組織で宗教施設に礼拝することを禁じた防衛省事務次官通達に違反する疑いばかりでなく、憲法 20 条が定める政教分離原則を揺るがすものです。同神社が、国民を戦地へと駆り立てる精神的支柱を果してきた歴史が再び繰り返される懸念が高まっています。自衛隊が憲法第 9 条に違反するものであるため、自分たちの存在根拠を旧大日本帝国陸海軍との連続性に求めて靖国神社に参拝したと考えると問題は一層深刻です。このような状況下にあつて、非戦・平和を求める取り組みを決してなおざりにはできないことを痛感した 2 年でした。真宗門徒としての世界観、浄土の教えに立脚する私たちが、せめて今できることとして、以下の項目に取り組みました。

1. 「戦後 78 年戦争犠牲者追悼法要」非戦・平和を願うつどい

2023(令和 5)年 6 月 20 日(火)、本願寺福岡教堂において厳修しました。教区内各組からの結衆並びに讃嘆衆に法要出勤をいただき、福岡教堂での参拝受け入れ体制を昨年までに比べて大幅に緩和して迎えた法要は、コロナ禍以来となりました。ただ、それまでの 3 年間に及ぶコロナ禍の影響はいまだぬぐい切れなかったようで、教堂参拝とオンライン配信による視聴者数は、計約 70 名にとどまりました。

講師には本願寺派総合研究所長の満井秀城さんを迎え、「兵戈無用 非戦平和」のテーマで講演いただきました。私たちの取り組みと切り離せないキーワードでもあります。講演を通して、戦争加害と被害を生み出す根源として、自他を対立的に見る危うさと、自分の都合を中心に打ち立てていく愚かさを知らされました。戦争の現実人間が作り出したものであるなら、戦争の現実を変えていくのもまた人間のつとめであると感じていただきましたが、往生浄土の信心がその現実によのようにはたらいいていくのかをお聞かせいただきました。

2. 非戦・平和を学ぶ研修会

おおむね 45 歳までの僧侶、あるいは得度から 5 年以内の方を対象とした本研修会は、2022(令和 4)年度に開始に至り、2 年目となった本年度は次の通り開催しました。

第 1 回 10 月 13 日 講 師・近藤俊太郎さん

(本願寺史料研究所研究員・龍谷大学非常勤講師)

テーマ・「本願寺教団の戦中と戦後」

参加者・25 名

第2回 2月13日 講師・本多静芳さん(東京教区中組万行寺住職)

テーマ・「浄土真宗と憲法9条」

参加者・26名

非戦・平和に取り組むにあたって、本願寺教団の戦争への関わりはどういうものであったのか、私と教団の歴史に目を背けることはできません。そこで第1回研修会では「仏教者の戦争責任」という視点から、歴史にスポットを当てつつ、本願寺派教団は戦後問題をどう総括してきたかということに切り込んでいただきました。設定した時間内では語りきれないほどの内容であっただけに、講師から提供された研究資料は貴重なものとなりました。加えて、講義後の質疑応答のやりとりの中から、2004(平成16)年に宗門戦後問題検討委員会の答申が出され、それに対する総局の対応が冊子(黒表紙)にまとめられたことに焦点をあてることができました。このことはさらに、冊子の発行を求める意見具申につながったことは、研修会開催の成果と言えるでしょう。

戦後78年を経過した今あらためて振り返ると、かつての過ちは平和構築のための重い教訓であったはずですが、しかしながら、本総括冒頭にも記したように、日本という“国”の論理は軍事強化に偏り、平和主義の日本国憲法は改憲の危機を迎えています。そこで研修会の第2回目は「浄土真宗と憲法9条」をテーマに開催しました。真実信心に生きる者の「しるし」(『親鸞聖人御消息』)として、社会の問題(非戦・平和)に関わる態度を明らかにしつつ、主権者たる私たち国民が、非暴力を貫く生き方を保障するのが「第9条」であるとの教示でした。

本研修会は、2年近くの検討・準備期間を経て開始に至り、ここ2年間は継続開催することができました。当初の計画段階では全組からの参加を目指し、組長会において依頼するなどの手をうちましたが、残念ながら目標達成には至りませんでした。但し、研修会の回数を重ねるごとに参加の組が増えてきたことも、一定の前進であったと受け止めています。現在の非戦・平和部会の委員任期は年度末をもって満了となりますが、この研修会は次期部会においてもぜひ継続開催していただくよう強く願います。次期部会発足直後は教区戦争犠牲者追悼法要に向けての準備と重なりますので、本研修会の開催時期としては、この2年がそうであったように、第1回目・10月と、第2回目・2月が適切と思われます。そして、全組からの参加達成と、この2年の参加者の多くが男性僧侶であったという現状に関しては、今後において検討対応する必要があると考えます。

3. 時局問題対策協議会との連携

時対協から提案を受けた「笹の墓標展示館全国巡回―福岡展―」(9/10～9/16福岡教堂)の実施について、当部は開催スタッフとしての協力体制をとりました。その他は目立った連携ということはできませんでした。

また、例年時対協が主催してきた「千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要」の教区団参について、今後は時対協と連携しながら当非戦・平和部が所管することが妥当との判断に至りました。教区団参はコロナ禍でしばらく実施できていませんでしたが、2024(令和6)年度からの実施再開に向けて、日程内容や募集人員等の具体策について検討を要します。

以上

2024(令和6)年度 同朋運動部 活動方針

2023(令和5)年度までの活動を継承し、各組僧侶研修会・僧研講師養成研修会・教区研修会の企画を通して、教区と各組とが互いに連携し「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）を推進していくよう活動に取り組みます。

1. 各組における「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会

本研修会は「実践運動」総合基本計画の策定趣旨に基づき、各組において毎年継続性をもって取り組むべき研修会であります。宗門における人権・差別に関する問題について、現実に根ざした学びを通して、御同朋の社会をめざす基本的な視座を養うことを目的としています。

2024(令和6)年度は、宗派規定の『開催要項』の2. 研修課題に準拠して、①「み教えと差別の現実について（※未開催組必須）」②「感染症・ハンセン病と差別問題について」③「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について」④「教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について」の4つの課題より適宜選択することとします。各組研修会への教区委員の出向については、教区委員も共に学ぶことで現実的課題や情報を共有できるため、可能な限り実施する方向です。

2. 各組選出僧研講師養成研修会

2021(令和3)年度修了の第Ⅳ期研修会の後、暫く開催されておられません。新しく就任した委員も多数であるため、同様の研修会を開催するには十分な準備と各組の協力が必要です。そこで2024(令和6)年度は、上記の各組への出向を通し、2025(令和7)年度以降の開催の可否を含め、各組の実情の調査から取り組みます。

3. 「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）教区研修会

差別問題に対して、課題を共有し自らの課題として歩んできた運動の根幹を再確認し、継続して運動を進めていくことを目的に同朋運動部主催の教区研修会を開催します。

2024(令和6)年度は上記に掲げる4つの課題の中より①「み教えと差別の現実について」をテーマに11月1日開催いたします。研修会の概要を周知し、特に未開催組に対しては、自組での開催に向けた参考事例としていただけるよう参加を呼びかけます。

4. 福岡県「同和問題にとりくむ宗教者連絡協議会」（同宗連）への参画

同宗連担当委員を通して、部内での同宗連活動の情報共有を図ります。また情報を広く共有していくため、教区全体への報告も必要に応じて実施してまいります。

2024(令和 6)年度 寺院機能推進部 活動方針

阿弥陀如来のご本願を喜ばれた方々によって建立され、そのみ教えをよりどころとして生きる私たちが、往生浄土の道を伝え実践していく場が浄土真宗の寺院です。

移り変わって行く時代の中、そこで生きる人々にどのようにみ教えを伝えていくのか、僧侶・門信徒がともにこの課題に向き合っていくことが「寺院機能の推進」であると考え、取り組んでまいります。

1. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進協議会について(以下「推進協議会」)

各組で行われる「推進協議会」へ出向します。また新型コロナウイルス感染症等により開催が行われないまま現在に至っている「推進協議会」に再開を働きかけていきます。

変化していく社会にて、門信徒の方々僧侶の方々が宗派重点プロジェクト「貧困の克服に向けて ～Dāna for World Peace～ 子どもたちを育むために」(以下「宗派重点プロジェクト」)や、より組に近い独自の取り組みを見出して皆ともに活動し、またこれまでの活動を振り返り再確認するための「推進協議会」です。

2. 寺院機能に関する課題について

- (1) 宗派重点プロジェクトに関する教区研修の企画・運営を行います。

2024(令和 6)年度から第 5 期重点プロジェクト推進期間(2024 年度～2027 年度)

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 総合基本計画・重点プロジェクトが策定されました。2024(令和 6)年度は宗門重点プロジェクトに関する学びの場を設け、組の重点プロジェクトリーダーと一緒に重点プロジェクトについての研修会を開催します

- (2) 真宗十派有志による「浄土真宗の法話案内」(インターネット上の浄土真宗の法話・法座等の検索サイト)の利用促進チラシを配布し、引き続き当該サイトの普及を促していきます

以 上

2024(令和6)年度 門信徒教化部 活動方針

連続研修会(連研)は宗門が掲げてきた運動を形にした研修会です。それは僧侶が説く側で門徒が聞く側という認識を見直し、話し合い法座を中心とし、共にみ教えに聞き、共に歩んでいく研修会です。門信徒教化部では連研を推進していくために下記の活動を計画します。

・連研のための研究会の開催

そもそも連研とはどんな研修会なのか？あるいは話し合い法座とはどのような法座なのか？を運動の歴史も踏まえながら学び、一部の人が取り組む連研から、みんなで取り組む連研になるように働きかけていきます。

備考・・2025(令和7)年2月21日開催予定

・連研履修者研修会の開催

連研の目的は門徒推進員の養成です。そのために中央教修の参加を奨励していく履修者研修会を開催し、一人でも多くの方に中央教修を受講していただけるよう薦めていきます。

備考・・2025(令和7)年3月7日開催予定

・門徒推進員連絡協議会との連携

門徒推進員と連携し、連研をより良い研修会にしていくことを一緒に考えていきます。

2024(令和 6)年度 広報部 活動方針

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の理念と取り組みをより多くの方と共有し、御同朋の社会をめざすために、福岡教区における取り組み等の情報を伝えていく必要があります。そこで、以下の活動に取り組みます。

1. 『福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画書』の発行

運動を推進していく上での指針となる『福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画書』を発行します。教区総合基本計画、各研修会開催要項、各部活動方針、各組の活動報告、各教化団体名簿を掲載し、教区内における運動推進に幅広く活用できる内容にします。

2024(令和 6)年度も早期に発行できるように取り組みます。

2. 『教区通信ふくおか』の発行

門信徒の方はもちろん、多くの方々に「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)を伝えていくための参考資料となる記事を掲載し発行します。2024(令和 6)年度も 3 回(8 月・11 月・3 月)の発行を予定し、1 カ寺につき 8 部ずつ配布します。

また、専門的知見や時事問題についてより有意義な紙面としていくため、必要に応じて外部の方に執筆協力を依頼します。

希望があれば追加発送を行う(数に限りがあります)ほか、PDF ファイルをダウンロードして活用いただけるよう、ホームページにもアップロードします。

3. 「情報の共有化」

情報の共有化を図るために引き続き教堂内に閲覧コーナーを設け、「組報」「寺報」の収集に取り組みます。

教区ホームページには布教団の協力を得て法話を掲載します。また、今後も教区ホームページの更なる充実に努めます。

以 上

2024(令和6年)年度 非戦・平和部 活動方針

私たちは、浄土真宗のみ教えを拠り処とし、世の中の安穏平和を願っています。

しかし過去には戦争に協力してきた時代もあり、その反省から、二度と過ちを繰り返してはならない、いのちを無駄にしない生き方をしなければ多くの戦争で亡くなられた戦争犠牲者の人々に申し訳ができません。

しかし、「平和」というキーワードを何度も口にしながら、日本政府はアジア・太平洋戦争後において最大規模の軍事力強化に踏み切るという重大な決断をしています。現首相が広島出身で、被爆者の恐ろしい証言を聞いて育ったにもかかわらずです。

『仏説阿弥陀経』の中に、阿弥陀如来の世界には珍しい生き物がたくさん住んでいてと説かれています。浄土六鳥と呼ばれています。その中の共命鳥は身体が一つなのですが、頭は二つあります。この世において共命鳥は、お互いの頭は敵対関係にありました。しかし、極楽浄土では、争うこともなく、仏の教えを説き、人を仏法に導く鳥として描かれています。

お浄土での共命鳥は「すべてのいのちの尊さや、互いの存在を大切にしよう社会」のシンボルです。傷つけあい悲しみしか残らない戦争をなくし、共に生かされ合う平和を願う鳥として、共命鳥は存在します。「他を滅ぼす道は己を滅ぼすことになる道、他を生かす道こそ己の生かされる道」と今も鳴き続けているのです。

『握りしめたこぶしを振り上げたまま握手はできない』とキッズサンガのポスターにありました。日本は今でも「戦後」なのです。こぶしを振り上げる過ちを二度と繰り返すことの無いように、平和への想いをつないでいく活動に取り組んでいきたいと思えます。

1. 「戦後 79 年戦争犠牲者追悼法要」非戦・平和を願うつどい

アジア・太平洋戦争敗戦から 79 年となる 2024(令和6)年度は 6 月 18 日に法要をお勤めいたします。

戦争の過ちを過去のものとせず、これからも戦後が続くように、教え、伝え、つなぐご縁を大切にしながら準備を進めてまいります。

2. 第 44 回千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要への参加

戦争によって尊いいのちを失われたすべての方がたを追悼し、悲惨な戦争を再び繰り返してはならないという平和への決意を確認するため、非戦・平和部が中心となり、追悼法要へ参加いたします。

3. 時局問題対策協議会との連携

非戦・平和部と時局問題対策協議会がどのような連携をすれば、より平和を願う活動がどれだけ出来るのかを改めて模索しながら、より良い連携活動ができるように努めてまいります。

4. 非戦・平和を学ぶ研修会

2023(令和 5)年度は 2 回の研修会を開催いたしましたが、2024(令和 6)年度は 2 月を開催時期と選定し、1 回の研修会となります。非戦・平和の願いをつないでいく学びの場を、より充実出来るように、また、全組からより多くの参加者を募ることができるよう企画していきたいと思ひます。

以 上

「御同朋の社会をめざす運動」福岡教区委員会設置規則

2012(平成 24)年福岡教区区令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則(平成 24 年宗則第 14 号)及び「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例(平成 24 年宗達第 1 号)に基づき、福岡教区における「御同朋の社会をめざす運動」(以下「実践運動」という。)を推進するために必要な事項は、この区令に定めるところによる。

(設置)

第 2 条 福岡教区における実践運動を推進するため、「御同朋の社会をめざす運動」福岡教区委員会(以下「教区委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 3 条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 教区における実践運動の総合基本計画(以下「総合計画」という。)及び重点プロジェクト推進計画(以下「推進計画」という。)について協議すること。
- 二 教区における総合基本計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。
- 三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。
- 四 「御同朋の社会をめざす運動」組委員会(以下「組委員会」という。)その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。
- 五 実践運動の推進について、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会(以下「中央委員会」という。)に意見具申すること。
- 六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。
- 七 前号のほか、必要なこと。

(組織)

第 4 条 教区委員会は、50 人以内で組織する。

- 2 委員は、教区内の宗務機関、関係団体及び組委員会を代表する者について、教務所長の進によって、総長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して 3 期以上再任されることはできない。
- 4 教務所長は、教区委員会の組織に当たっては、実践運動の理念に基づく全員参加の運動を実現するため、その委員構成に配慮するものとする。

(委員の再任についての特例)

第 4 条の 2 前条第 3 項但書の規定にかかわらず、やむお得不い事情があるときは、教務所長の進達により、総長の承認を得て、委員の再任について措置することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 教区委員会に、委員長 1 人及び副委員長 2 人を置く。

- 2 委員長は、教務所長又は委員の互選したものをもって充て、会務を統理する。

- 3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦するもの及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長の1人を委員長代行に指名することができる。

（常任委員会）

第6条 教区委員会に、必要により、常任委員会を置くことができる。

- 2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから教務所長が指名する10人以上20人以内の常任委員で組織する。
- 3 常任委員会は、教区委員が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

（招集）

第7条 教区委員会及び常任委員会は、教務所長が招集する。

（連区の実践活動）

第8条 教区委員会は、実践運動の推進に当たり、同一連区内の教区委員会と相互に連携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営する者とする。

（経費）

第9条 教区委員会の運営に必要な経費は、宗派の助成金、教区費その他の収入をもって充て、毎年度教区予算に計上しなければならない。

（補則）

第10条 この区令の実施について必要な事項は、教務所長が教区委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この区令は2012(平成24)年4月1日から施行する。

（従前の区令の廃止）

- 2 福岡教区基幹運動推進委員会設置規則〔2003(平成15)年福岡教区区令第1号。以下「旧区令」という。〕は廃止する。

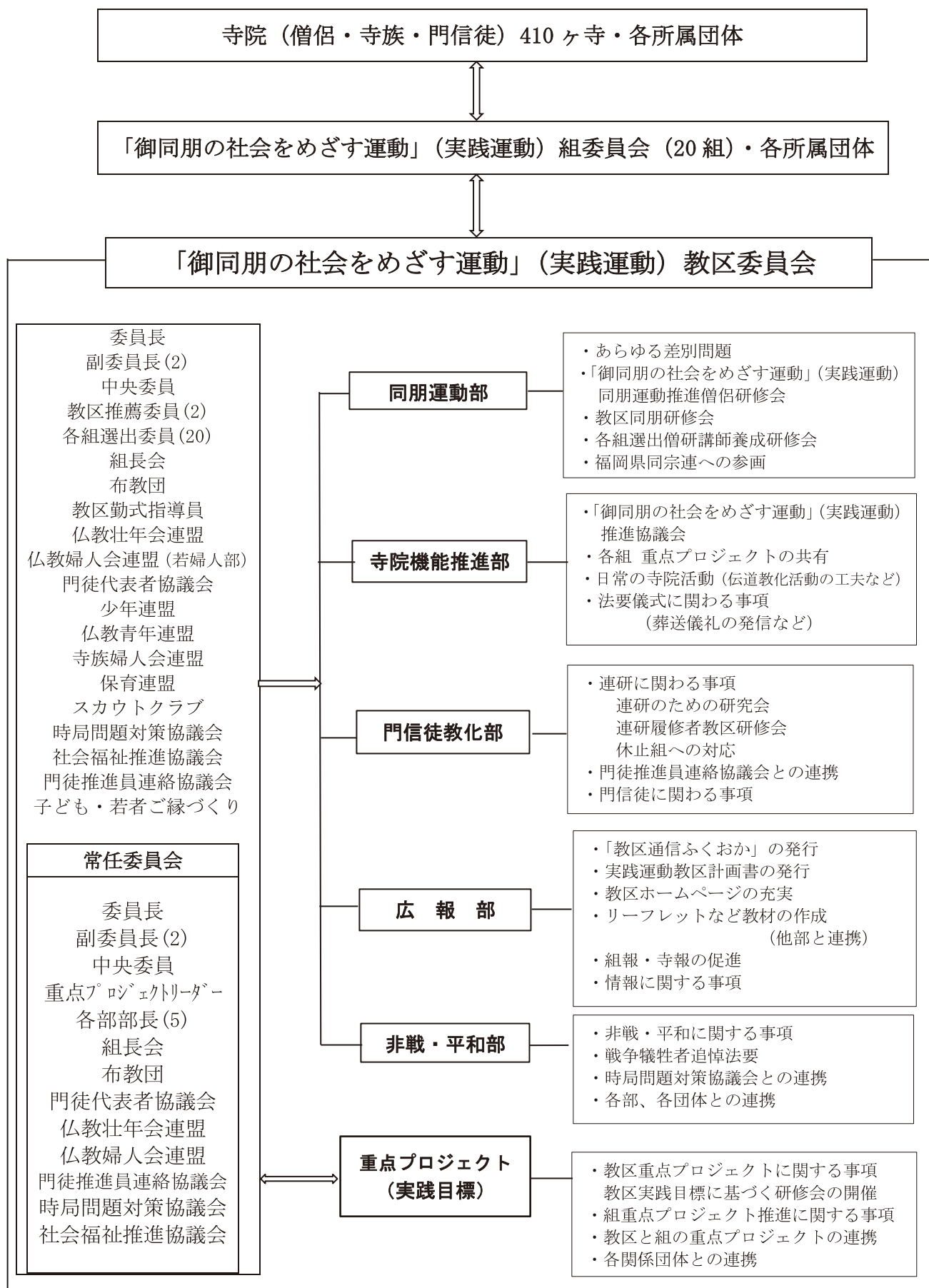
（成果等の引継）

- 3 この区令施行の際現に廃止される旧区令に基づく福岡教区基幹運動推進委員会のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この区令による教区委員会が、これを引き継ぐものとする。

附 則

この区令は、教区会の議決を得た日（平成28年3月29日）から施行する。

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 福岡教区委員会組織図



第5期「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 福岡教区委員会委員名簿

◇委員長 高原 眞 見 (福岡教区教務所長)
 ◇副委員長 星 野 奏 真 古 賀 由 香 利
 ◇中央委員 郡 島 朋 昭
 ◇重点プロジェクトリーダー 郡 島 朋 昭

★同朋運動部

部 長 入 江 楽
 副部長 原 田 宗 明

組	寺	名	前	所	属
福 岡	正覚寺	賞 雅 曜 哲	組 委 員 会		
早 良	順光寺	青 木 彰 人	組 委 員 会		
嘉 麻	仙林寺	花 田 恵 蓉	組 委 員 会		
三 門北	専修寺	行 足 智 正	組 委 員 会		
鞍 手	清光寺	清 永 智 教	組 委 員 会		
鞍 手	真教寺	星 野 奏 真	組 委 員 会		
粕 屋	光雲寺	入 江 楽	布 教 団		
那 珂	妙楽寺	原 田 宗 明	組 委 員 会		
西 嘉 穂	安楽寺	高 城 了 悟	組 委 員 会		

★寺院機能推進部

部 長 七 里 称 羽
 副部長 村 上 義 宗

組	寺	名	前	所	属
怡 土	妙休寺	和 田 出	組 委 員 会		
御 笠	正栄寺	七 里 称 羽	仏教青年連盟		
御 笠	西福寺	和 田 法 明	勤 式 指 導 員		
遠 賀	妙楽寺	岡 部 陽 介	組 委 員 会		
三 門南	浄明寺	中 尾 唯 信	組 委 員 会		
柳 川	長栄寺	村 上 義 宗	組 委 員 会		
那 珂	光照寺	郡 島 朋 昭	組 委 員 会		

★門信徒教化部

部 長 中 川 一 晃
 副部長 藤 野 晃 俊

組	寺	名	前	所	属
宗 像	真光寺	阿 部 龍 典	組 委 員 会		
宗 像	延楽寺	福 山 健 二	門徒代表者連絡協議会		
御 笠	願応寺	中 川 一 晃	組 委 員 会		
御 笠	大願寺	藤 山 厚 慈	組 委 員 会		
夜 須	妙専寺	古 賀 由 香 利	仏教婦人会連盟		
遠 賀	安照寺	西 英 治	仏教壮年会連盟		
八 女	光源寺	梅 野 光 次	門徒推進員連絡協議会		
那 珂	大円寺	藤 野 晃 俊	社会福祉推進協議会		

★広 報 部

部 長 泉 谷 篤 士
 副部長 古 澤 維 教

組	寺	名	前	所	属
夜 須	専念寺	泉 谷 篤 士	組 委 員 会		
上 下	勸正寺	佐々木 大 道	組 委 員 会		
東 筑	教学寺	古 澤 維 教	組 委 員 会		
三 門南	善福寺	西 山 紹 隆	保 育 連 盟		
八 女	莊厳寺	矢 野 宗 尚	組 委 員 会		
下 川東	光徳寺	木 下 唯 信	組 委 員 会		
西 嘉 穂	明圓寺	大 分 樹 心	組 委 員 会		

★非戦・平和部

部長 原 田 浩 太 郎

副部長 小 金 丸 英 明

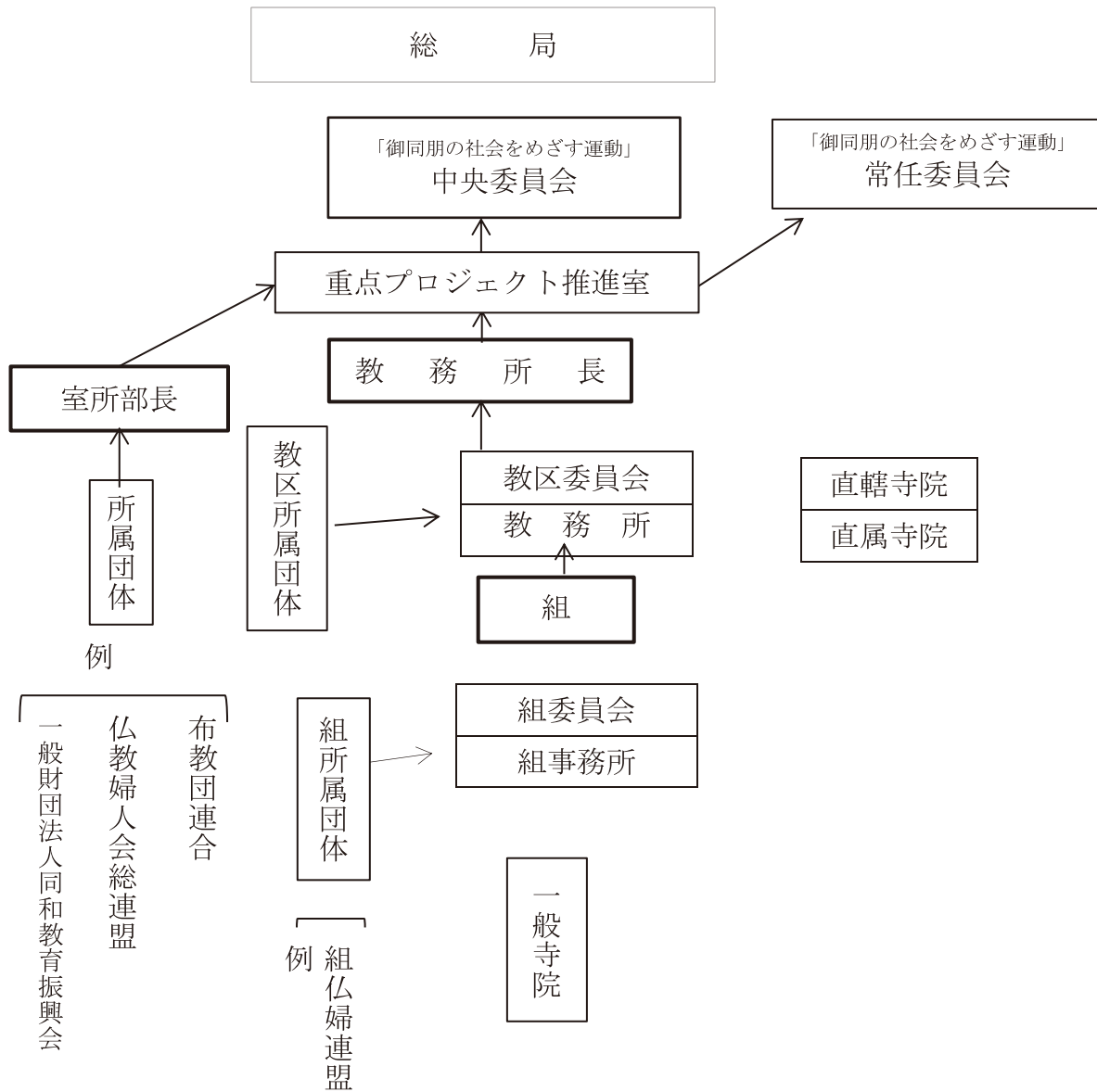
組	寺	名 前	所 属
福 岡	妙泉寺	木 村 眞 昭	時局問題対策協議会
志 摩	蓮照寺	原 田 浩 太 郎	組 委 員 会
早 良	浄覚寺	藤 松 章 二	門徒代表者協議会
御 笠	西正寺	山 内 眞 理 子	寺族婦人会連盟
遠 賀	専光寺	高 城 義 尚	組 委 員 会
粕 屋	明覚寺	小 金 丸 英 明	組 委 員 会
那 珂	光明寺	伊 藤 眞 利	少 年 連 盟
西 嘉 穂	福専寺	田 中 授 朗	組 長 会

☆常任委員会

役 職	名 前
委 員 所 長	高 原 眞 見
副 委 員 長	星 野 奏 真
副 委 員 長	古 賀 由香利
仏教婦人会連盟委員長	寺 院 機 能 推 進 部 長
七 里 称 羽	中 央 委 員
郡 島 朋 昭	重点プロジェクト推進リーダー
同 朋 運 動 部 長	入 江 楽
同 布 教 団 代 表	門 信 徒 教 化 部 長
中 川 一 晃	広 報 部 長
泉 谷 篤 士	非 戦 ・ 平 和 部 長
原 田 浩 太 郎	組 長 会
田 中 授 朗	門 徒 代 表 者 協 議 会 会 長
藤 松 章 二	門 徒 推 進 員 連 絡 協 議 会 会 長
梅 野 光 次	仏 教 壮 年 会 連 盟 副 理 事 長
西 英 治	時 局 問 題 対 策 協 議 会 会 長
木 村 眞 昭	社 会 福 祉 推 進 協 議 会 副 支 部 長
藤 野 晃 俊	

3. 意見具申

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 推進にかかる意見具申提出の流れ



※関係法規抜粋

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則

第6条 中央委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

三 各宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会（以下この宗則においては

「沖縄委員会」を含む。)等からの意見具申及び一般社会の諸課題について協議すること。

第12条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

五 実践運動の推進について、中央委員会に意見具申すること。

「御同朋の社会をめざす運動」 教区委員会設置規則準則

第3条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

五 実践運動の推進について、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）に意見具申すること。

2024(令和6)年1月17日

「御同朋の社会をめざす運動」

中央委員会 御中

福岡教区教務所長

高 原 眞 見

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 推進についての意見具申

今般、「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則第十二条第一項第五号により、下記の事項を意見具申いたします。

記

1. 「『戦後問題』検討委員会答申」とその後の総局の対応策をまとめた冊子の発行を求めます。

宗門がかつてのアジア侵略「大東亜」戦争を推進してきた反省から、戦後50年に当たって「戦後問題」検討委員会を設置して果たすべき戦後責任を検討し、1996年1月に300ページの資料と共に『戦後問題』検討委員会答申を基幹運動本部長宛に提出しました。全10項目にわたる答申に対して総局は対応し、その答申が冊子(黒表紙)として役職者に配布され、答申の内容は『基幹運動ブックレットNo.10 写真に見る戦争と私たちの教団～平和を願って～』にも掲載されました。

しかし住職・門徒の世代交替が進む中、『基幹運動ブックレット』も絶版となり、また、その取り組みを知らないものも多くなったことから、「『戦後問題』検討委員会答申」とその後の総局の対応をまとめた冊子の発行をしてくださるようお願いします。

さらに、発行される事によって、2年後に戦後80年を迎える今、「答申」に盛られた課題がどこまで進捗しているかの点検に資するとともに、朝鮮半島出身者の遺骨奉還や徴用工問題等の解決されていない課題も視野に入ってくることと思います。それと連動して、宗門の植民地朝鮮開教の総括が現在までもなされていないことも浮上してくると思われま

す。「台湾有事」発言や自衛隊の沖縄および南西諸島への展開など、憲法九条が空文化される事態が現実となった現在、宗門の負の歴史を学ぶことは、具体的な非戦平和の取り組みにとって必須条件です。

2. 「浄土真宗の救いのよろこび」の再掲載を求めます。

『拝読 浄土真宗のみ教え』の改定に伴って、理由が不明のまま削除された「浄土真宗の救いのよろこび」の再掲載を求めます。

「浄土真宗の救いのよろこび」は教学や国語学の専門家などからなる作成委員会によって検討を重ねたうえで作成され、その内容は当教区内の多くの門信徒・僧侶より大変喜ばれておりました。また、すでに各寺の伝道布教の場において徐々に根づいておりま

したが、『み教え改訂編集委員会』(石上智康 前総長、丘山願海 総合研究所前所長、赤松徹真 前龍谷大学長、内藤知康 勸学)で検討され、報告書1、に「浄土真宗の救いのよろこび」の題名と内容については、加筆・訂正を行わない方向で検討すべきとした。となったにも拘わらず、「総局において総合的に検討いたしました結果」と具体的な理由が不明のまま削除されました。

福岡教区では2016年度に「浄土真宗の救いのよろこび」を、「現代の領解文として明確に位置づけてください」と意見具申しております。『拝読 浄土真宗のみ教え』初版の発行にあたっては「領解文のよき伝統とその精神を受け継いだ」ものが、「浄土真宗の救いのよろこび」であるとも述べてあります。

「新しい領解文」発布に伴う現在の混乱を静めるためにも、教義の次第に沿って判りやすく表された「浄土真宗の救いのよろこび」の再掲載を求めます。

3. 『宗報』と本願寺ホームページに全ての意見具申の掲載を求めます。

かつて各教区から出されていた建議は『宗報』にも掲載されていましたが、それが御同朋の社会をめざす運動(実践運動)になって以降、「掲載の義務はない」として、いつの間にか消滅しています。それぞれの教区において取り組まれている課題は固有のものがあろうとしますが、運動の焦点が定まらないままの「御同朋の社会をめざす運動」においては、『宗報』等で情報の共有を行うことが、他の教区の運動推進にとっても刺激となり、新たな課題の発見につながるヒントにもなります。

これまでも度々、各教区から意見具申の掲載を求める要望がありましたが、顧みられることはありませんでした。しかし、現在は全く事情が変わっています。コロナ禍において「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)中央委員会」は完全リモート化しました。

それ以前は1泊2日の日程で中央委員が現地に集まり、対面で意見交換等を行うことができていましたが、コロナに伴うリモート化において基本的な教区間・委員間の情報共有の場もなくなりました。今後もコスト面の問題からリモート化体制を続けていく方針のようですが、であればなおさら、運動推進のために情報の共有は必須になると考えますし、そのために「意見具申は掲載の義務がない」というこれまでの方針を撤回する必要があると考えます。

単に運動本部から上意下達として降ろされてくる重点目標に取り組むだけの運動ではなく、各教区において宗門内外の御同朋が直面している課題を発見し、それぞれの生活の場で浄土真宗門徒らしい歓喜と慚愧の運動が展開されていかなければなりません。

各教区からの意見具申を宗門全体で共有するためにも、『宗報』ならびに本願寺ホームページの「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)コーナー等において、意見具申の公表を復活させてください。

意見具申一覧

2014(平成 26)年 12 月 24 日	(1) 専如門主が「消息」で示された決意に応答する運動を宗門あげて展開しよう。 (2) 「基幹運動の成果と課題を継承する」具体的な内容として、「同朋三者懇話会」から提起された「真俗二諦」「業・宿業」「信心の社会性」という三つの課題に関する研究や取り組みの現状を公開し、この三つの課題に集約された同朋運動の経緯と併せたものを内容とするテキストの作製を求めます。
2015(平成 27)年 7 月 17 日	(1) 安全保障関連法案(11 法案)は、仏教の教えに背くものばかりか、日本国憲法に違反し、非戦平和を希求する教団の願いとは異なるものです。 教団として、速やかに廃案を求める意思を表示されますよう要望します。
2016(平成 28)年 1 月 22 日	(1) 「御同朋の社会をめざす運動」の教義上の拠りどころを示してください。 (2) 《平和に関する論点整理(中間報告)》を踏まえた本願寺教団としての具体的な取り組みを求めます。
2017(平成 29)年 1 月 19 日	(1) 宗門の主導で、全国のハンセン病療養所における「真宗会館」の保存を！ (2) 『拝読 浄土真宗のみ教え』中の「浄土真宗の救いのよろこび」を、現代の『領解文』として明確に位置づけてください。
2017(平成 29)年 7 月 7 日	(1) 名称が変更された「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）「人権啓発推進僧侶研修会」を、以前使用していた「同朋運動推進僧侶研修会」に変更してください。
2017(平成 29)年 11 月 14 日	(1) 「差別問題に関する僧侶意識調査の実施を求めます。」 (2) 「研修講師の派遣状況について明確な情報提示を求めます。」
2019(平成 31)年 1 月 7 日	(1) 新天皇の即位・大嘗祭に対して、政教分離原則を構築する立場から、宗門としての反対声明を求めます。 (2) 宗門をあげて性的少数者(LGBTQ)への差別問題に取り組むことを求めます。
2022(令和 4)年 12 月 26 日	(1) 『僧侶教本A』『僧侶教本B』とは別に、宗門の運動について体系的に学ぶことができる『僧侶教本C(仮)』の作成を要望する意見具申 (2) 2019(令和元)年に刊行された『拝読浄土真宗のみ教え』改訂版において全文削除された「浄土真宗の救いのよろこび」の再掲載を求める意見具申

4. 「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会

宗門・福岡教区 人権啓発推進僧侶研修会の経緯と取り組み

1. 基幹運動の起こり

宗門では今日まで、その具体的な活動を基幹運動（「門信徒会運動」「同朋運動」）と呼称して取り組んできました。

基幹運動はその当初より門信徒会運動と同朋運動の二つの運動を一本化した形で進められてきました。その起こりは、1971(昭和 46)年、宗門に 同朋運動本部、門信徒会運動本部、研修本部の 3 本部が設置され、その後 同朋運動、門信徒会運動の共通目標が設定されるなどした上で、1980(昭和 55)年、『教書』が發布され、その中で「基幹運動」との呼称が公式に用いられたことに求められます。そのため、基幹運動の経緯は同朋運動、門信徒会運動の二つの運動をさかのぼってうかがわなければなりません。

2. 運動本部の設置

このうち「同朋運動」は、1950(昭和 25)年、差別に苦しむ僧侶・門信徒が中心に自ら立ち上がった同朋会設立を起点とします。この会の活発な活動により、1957(昭和 32)年 4 月 14 日に開催された「第 2 回全国同朋大会」において『同朋運動の消息』が發布され、同朋会の活動は同朋運動として教団全体に展開されていくこととなりました。1961(昭和 36)年、親鸞聖人 700 回大遠忌法要の記念事業として、財団法人「同和教育振興会」が設立されると、研究活動も充実し、部落差別問題が私たちの宗門全体の課題であるとの声がしだいに高まっていきました。そのため、宗門に本部設置の措置が求められ、1971(昭和 46)年、宗門の三本部の一つとしての同朋運動本部・同朋部の設置がなされました。

3. 人権啓発推進僧侶研修会のはじまり

3-1 町田宗夫全日仏理事長（当時）の発言

1979(昭和 54)年の米国プリンストンでの第 3 回世界宗教者平和会議において、全日本仏教会を代表して出席した町田宗夫全日仏理事長（当時）が、部落差別の存在を否定する差別発言をし、日本の宗教界の差別体質が問われました。その後、町田宗夫全日仏理事長（当時）は、5 回に渡る糾弾会で、自分自身の「発言」の差別性について学び、1984(昭和 59)、ケニアのナイロビで開催された、第 4 回世界宗教者平和会議で、前回の「発言」を取り消し、謝罪し、日本各地において人権・「同和問題」についての講演や啓発活動等で活躍されました。

3-2 「糾弾学習会」「同朋三者懇話会」

この町田差別発言をきっかけに全日本仏教会に属する仏教教団の差別体質が糾弾され、それぞれの教団で差別法名（戒名）調査が実施されました。このことから日本に「同和問題に取り組む宗教教団連帯会議（同宗連）」が結成され、教団の枠を超えて差別・被差別からの解放にかかる、宗教間の実のある連帯活動が進められることとなりました。その中で宗門でも 1983(昭和 58)年より 3 年間をかけ全寺院を対象に墓碑・法名・過去帳の記載事項の調査が行われ備後教区内の一住職から、部落解放同盟広島県連合会に対して、過去帳に差別記載があることの自己告発がなされました。このことを契機に、備後教区、安芸教区、部落解放同盟の三者によって 7 回にわたる「糾弾学習会」がもたれ、さらに論議を深めるため「同朋三者懇話会」を組織して、現在も取り組みが継続されています。そして、「糾弾学習会」「同朋三者懇話会」を通して、1992(平成 4)年より基幹運動推進僧侶研修会（のちに「同朋運動推進僧侶研修会」、さらに現行の「人権啓発推進僧侶研修会」に改称される）がはじめられることとなりました。

3-3 三つの課題

- ※ 自分自身が気づかないままに差別意識をもっていること。
- ※ 「信心」を単に「こころの問題」として受け止めてきた結果、浄土真宗の教えが生活や社会の問題とかけ離れたものとなっていること。
- ※ とすると、教学が抽象的理解に終始し、伝統の名のもとに封建教学を無批判に踏襲して、差別を温存し再生産してきたことが明らかにされました。さらにこのことを形成する要因として「真俗二諦」「業・宿業」「信心の社会性」の三つの課題が提起されました。

4. 三つの課題（「真俗二諦」「業・宿業」「信心の社会性」）を受けて

4-1 「各組選出僧研講師養成研修会」

この三つの課題の提起を受けて、1992(平成 4)、1993(平成 5)年度の 2 ヶ年度にわたって「御同朋の社会をめざして～私と教団の差別の現実を改め、真の同朋教団を確立しよう～」の統一テーマのもと、全僧侶を対象とした宗派主催の「基幹運動推進僧侶研修会」が全教区同一カリキュラムで開催されました。1994(平成 6)年度からは「福岡教区基幹運動推進僧侶研修会」として各ブロック単位で開催され、同時に僧侶研修会における講師の養成を目的とした「各組選出僧研講師養成研修会（第Ⅰ期）」（～97 年度）が実施されました。

4-2 「差別法名・過去帳調査」の実施

一方で、僧侶研修会が開催され始めるやいなや、1993(平成 5)年から連続して差別事件が起きます。この連続した差別事件に対して、教団は部落解放同盟中央本部より糾弾を受け、各教区は部落解放同盟各県（府）連に点検糾弾会を受けました。

この「連続差別事件」、及び「点検糾弾会」の学びの中で明らかになってきたことは、私たち教団や僧侶が、これまでいかに差別の現実を抽象的に理解していたか、また部落差別についての基礎的な認識が不十分であったか、ということでした。そこで、1996(平成 8)年度からはそれまでの「三つの課題」に「部落差別の基礎的学習」という新たな課題をつけ加えて、研修テキスト『御同朋の願い』に基づいて、「第Ⅱ期僧侶研修会」（5 ヶ年）が開催されました。その第Ⅱ期僧侶研修会実施期間中の 1997(平成 9)年度に、全教団をあげて「差別法名・過去帳調査」が実施され、さらに、各組に僧研講師（第Ⅰ期）が誕生したこともあり、1998(平成 10)年度以降はそれまでのブロック開催から各組開催へと取り組みが進められました。

4-3 「差別法名・過去帳調査」から見えてきた課題を受けて

「第Ⅱ期僧侶研修会」、「差別法名・過去帳調査」から私たちが学んだものは、教団の差別の歴史と、僧侶の手によって差別法名や差別記載がなされてきた事実でした。その事実が明らかになりながらも、依然として教団内での差別事象は起こり続け、しかも、僧侶研修会への参加者は減少傾向に向かい続けています。福岡教区においても、それまでの歩みの中から組独自の取り組みがなされるなどの成果は生まれてきていますが、やはり参加者数の問題も含めた取り組みの姿勢の希薄さが問題となっています。2003(平成 15)年度に「各組選出僧研講師養成研修会（第Ⅱ期）」を、2006(平成 18)年度から 2008(平成 20)年度にかけて「各組選出僧研講師養成研修会（第Ⅲ期）」を実施し、新たな僧研講師が誕生いたしました。また、それぞれの自組の現状を再確認する上から、2007(平成 19)年度と 2008(平成 20)年度は 2 組合同開催で取り組みました。その結果、院号や法名の課題を共有し、差別に対する取り組みが組を越えて広がったところもあります。

5. 三カ年のテーマ

「第Ⅳ期僧侶研修会」は、2009(平成 21)年度から 2011(平成 23)年度の 3 年間に渡り、2009(平成 21)年度は、テーマ「僧侶研修をふりかえる(私と組の歩み)」、2010(平成 22)年度は、テーマ「僧侶研修からの課題(私と組の課題)」、2011(平成 23)年度は、テーマ「僧侶研修から実践へ(あらたな歩みへ)」で各組、研修開催の趣旨に即した研修を行っていただいた。3 年目の「僧侶研修から実践へ」については、各組模索している状況であり、今後の課題として、引き続き継続した取り組みが必要であることが確認されました。

6. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) へ

2012(平成 24)年 4 月 1 日より、宗門の基本法規改定に伴い、これまでの基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)推進の成果を踏まえ、さらに運動の広がりが宗門全体の活性化と宗門の前進、社会貢献として展開されていかなければなりません。宗制に掲げられた基本理念を体し、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する活動を、「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)として推進することとなり、「基幹運動」との名称で推進されてきた運動の目標「御同朋の社会をめざして」を、そのまま「御同朋の社会をめざす運動」と名称変更し、宗門に所属するすべての人々がさらなる強力な取り組みを進めていくことになりました。

これまで 20 年間、僧侶研修会で取り組み培ってきた各組の成果と課題を確認し、これまでの僧侶研修会の願いを受け継ぎつつ、御同朋の社会の実現をめざして歩むことが宗門の存在意義(公益性)に繋がっていくものとなります。これらの願いをもって本年度も引き続き僧侶研修会を実施いたします。

また、2006(平成 18)年から 3 年間開催された第Ⅲ期各組選出僧研講師養成研修会が終了して 9 年になります。約 10 年経った現在、若手僧侶も増え僧侶研修会への顔ぶれも変わってまいりました。新たな僧研担当者の育成を図り、各組における僧侶研修会が活性化されるよう取り組んでまいりたいと思います。各組においての僧侶研修会が、差別に対しての学びのあり方や差別を見抜く力の養成も今後必要とされます。

今後、第Ⅲ期にならい 3 年 1 期とし、現地学習会や 3 つの教学課題(「真俗二諦」「業・宿業」「信心の社会性」)について学びを深めるよう準備してまいりたいと思います。

以 上

宗門・福岡教区 年表

1979 年	【社会】 プリンストン（アメリカ）での第 3 回世界宗教者平和会議において全日本仏教会理事長の差別発言。
1980 年	【宗門】 ご門主が伝灯奉告法要に際して『教書』を發布。
1981 年	【宗門】 『教書』を基本に運動計画書が作成され、両運動が一本化される方向にあり、「宗門伝道教化活動推進計画」が「基幹運動推進計画」に改められる。 「『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議」（同宗連）が発足。
1983 年	【宗門】 差別法名調査を実施。9 教区 21 ヶ寺から過去帳への差別記載が報告される。 備後教区内の一住職から、部落解放同盟広島県連合会に対して、過去帳に差別記載があることの自己告発がなされる。
1985 年	【宗門】 「安芸・備後両教区過去帳差別記載糾弾学習会」が 7 回開催。安芸・備後両教区と部落解放同盟広島県連絡会による「同朋三者懇話会」が発足する。
1986 年	【宗門】 同朋運動と門信徒会運動が基幹運動として一本化。その方向を示すものとして基幹運動計画が作成される。
1991 年	【宗門】 5 ヶ年の新基幹運動計画がスタート。
1992 年	【宗門】 「基幹運動推進僧侶研修会」が始まる。
1994 年	【宗門】 宗門内で「連続差別事件」（1993 年～）が発生。部落解放同盟より連続差別事件に対する糾弾会が開始される。各教区で「点検糾弾会」が開始される。 【教区】 「福岡教区基幹運動推進僧侶研修会」「各組選出僧研講師養成研修会」（～1997 年）を実施。
1995 年	【宗門】 宗務総合庁舎差別落書き事件。
1996 年	【宗門】 次の 5 ヶ年の新基幹運動計画スタート。 「第Ⅱ期基幹運動推進僧侶研修会」が始まる。
1997 年	【宗門】 部落解放同盟に対し『連続差別事件糾弾総括書』を提出。
1998 年	【教区】 第 2 次「差別法名・過去帳調査」の実施。 【教区】 「差別法名・過去帳調査に学ぶ研修会」を開催（「僧侶研修会」と併催。この年から「僧侶研修会」が各ブロック開催から各組開催に）
2001 年	【宗門】 次の 5 ヶ年の新基幹運動計画スタート。 「第Ⅲ期基幹運動推進僧侶研修会」が始まる。 【教区】 「女性僧侶研修会」（現：同朋運動推進僧侶研修会〔女性僧侶・寺族女性対象〕）実施
2002 年	【社会】 「同和对策事業」が終了。
2003 年	【教区】 「第Ⅱ期各組選出僧研講師養成研修会」を実施。（～2004 年） 【宗門】 「基幹運動推進本部」体制に移行。 北海道教区差別投書・差別落書き事件。本願寺境内地施設差別落書き事件。
2004 年	【宗門】 兵庫教区の宗会議員と本山に差別投書が送られる（本山・5 教区連続差別投書事件の始まり。～2006 年）

2006 年	【宗門】基幹運動総合基本計画スタート。「第Ⅳ期基幹運動推進僧侶研修会」が始まる。
	【教区】「第Ⅲ期各組選出僧研講師養成研修会」を実施。（～2009 年）
2007 年	【教区】2 組合同僧侶研修会開催実施（～2009 年）
2008 年	【宗門】北海道教区連続差別ハガキ投書事件。
2009 年	【宗門】「第Ⅴ期基幹運動推進僧侶研修会」が始まる。
	【宗門】兵庫教区同朋講座における差別発言。
2010 年	【教区】同朋運動基礎講座を開催。
2011 年	【宗門】「第Ⅴ期基幹運動推進僧侶研修会」終了。
2012 年	【宗門】基本法規改定に伴い、「基幹運動」から「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）へ
	【宗門】安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」（5 月）
2013 年	【宗門】第 1 連区「布教使研修会差別発言問題」（1 月）・（10 月）
2014 年	【教区】推進僧侶研修会を開催。（2 月）
2015 年	【教区】推進僧侶研修会を開催。（2 月）
	【宗門】「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）第Ⅱ期へ
2016 年	【社会】「部落差別解消推進法」成立（12 月）
2017 年	【教区】僧研の名称が「人権啓発推進僧侶研修会」に変更されたことによる「意見具申」を実践運動中央委員会に提出
2018 年	【宗門】「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）第Ⅲ期へ（～2019 年度）
	【教区】「第Ⅳ期各組選出僧研講師養成研修会」が始まる。（～2021 年度）
2020 年	【宗門】「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）第Ⅳ期へ（～2023 年度）
	【教区】新型コロナウイルス感染症感染拡大をうけ「第Ⅳ期各組選出僧研講師養成研修会」を 1 年間休止する。
2022 年	【教区】「第Ⅳ期各組選出僧研講師養成研修会」修了。（3 月）

過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて

過去帳又はこれに類する帳簿（以下「過去帳等」という）の取扱いについて、差別法名・過去帳調査の結果や過去帳等が身元調査に利用されてきたことに対する反省に立ち、同朋教団の本旨並びに人類普遍の原理である平等原則に反しないように、その取扱基準が定められました。

過去帳等は寺院備付の公的帳簿であり、その取扱責任は、住職（代表役員）にあります。過去帳等の記録は個人情報であり、身元調査に利用されないよう、取扱責任者には守秘義務を守り、過去帳等を厳重に管理する義務があります。

以下の原則を厳守ください。

1、過去帳等とは

ここでいう過去帳等とは、寺院備え付けの過去帳・永代経記録簿・墓地管理簿・門徒現在帳等、門徒の記録簿全般を言います。

2、閲覧禁止（公開の禁止）

過去帳等に記載されている内容は、その個人の基本的な人権に関わる個人情報であり、公開は厳禁とします。

門徒からの問い合わせの場合、書面にてその目的・対象等の明示があったとき、その門徒の直接の先祖に関する部分の抜き書き等に限定して開示できるものとします。

なお、どのような場合にも、「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」（以下「取扱基準」）の趣旨に反すると思われる場合は、取扱責任者は、「取扱基準」により開示を拒否しなければなりません。

3、過去帳の記載事項の限定

過去帳に記載すべき事項は、下記に限定されています。

- ①法名 ②俗名 ③死亡年月日 ④性別 ⑤年齢
- ⑥施主（喪主）との続柄 ⑦施主（喪主）の現住所

それ以外のことを記載してはいけません。また、基本的な人権を侵害する記載があった場合には、全面的に書き換えなければなりません。

4、過去帳に類する帳簿の記載事項の限定

過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、門地、本籍地、出生の別、国籍、死因等については、一切これを記載してはなりません。

<記載禁止事項の注意>

「取扱基準」制定の目的は、第五条の禁止事項を過去帳等に記載しないためです。

- ・禁止事項の「門地」とは本来、族籍（華族・士族・平民等）の別を言うものですが、現在では「本家」「分家」「資産家」「使用人」などを示す言葉として理解されています。
- ・「出生の別」とは、嫡出の事情に関わるさまざまな表現を言います。

※詳しくは、「取扱基準」をご参照ください。なお、この『過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて』は、つねに過去帳等にそえてご利用ください。

本紙作成の願いをおくみとのうえ、今後とも御同朋の社会をめざす運動の推進に、一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準

昭和六十一年八月四日
総局告示第十七号

改正 (平成九年十二月二十日 総局告示第三十六号)
(平成二十年五月二十八日 総局告示第十九号)
(平成二十六年二月一日 総局告示第六号)

(趣旨)

第一条 この基準は、寺院規程（昭和二十七年宗則第十五号）第三十条第二項に定める「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについては、同朋教団の本旨に反しないよう、その取扱いについての基準を定めるものとする。」の条項の趣旨に従い、宗門に属するすべての寺院その他これに準ずる団体において備付けられている過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについての細則を定めるものとする。

(過去帳等)

第二条 過去帳又はこれに類する帳簿（以下「過去帳等」という。）は、所属する僧侶、寺族、門徒その他の信者について故人の法名その他宗教上の記録を記載するものとする。

2 過去帳等の記載には、同朋教団の本旨に反して差別を生み出すことがないように、十分な配慮をしなければならない。

(取扱責任者)

第三条 過去帳等の取扱責任者は、宗門に属する寺院その他これに準ずる団体の住職又は代表者とする。

(過去帳の記載事項)

第四条 過去帳に記載すべき事項は、次の各号に掲げるところに限る。

- 一 法名
- 二 俗名
- 三 死亡年月日
- 四 性別
- 五 年齢
- 六 施主（喪主）との続柄
- 七 施主（喪主）の現住所

(過去帳等への記載禁止事項)

第五条 過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、その門地、本籍地、出生の別、国籍、死因等については、一切これを記載してはならない。

(閲覧禁止)

第六条 第三条の規定による取扱責任者は、過去帳等を厳重に管理し、その閲覧を許してはならない。

(過去帳等の書き換え)

第七条 過去帳等の既記載事項のうちで、基本的人権を侵害するとみなされる事項については、第四条の規定による必要事項のみを記載するよう全面的に書き換えを行うものとする。一部事項の抹消、訂正などによって、従前の記載事項を推測されるようなことをしてはならない。

(必要措置)

第八条 総局は、過去帳等の取扱いについて、必要がある場合には、社会部〈人権問題担当〉を通じて取扱責任者に対して必要な措置を行わせることができる。

安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」について

（2013 年宗報 3 月号掲載）

一般財団法人同和教育振興会評議員

安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」に関する委員会元委員

小笠原正仁

昨年 5 月 7 日・14 日と前・後編で放送された NHK のテレビ番組「鶴瓶の家族に乾杯」で、安芸教区の寺院が過去帳に類する帳簿を開示いたしました。それにつきまして、「身元調査お断り」や過去帳調査のこれまでの取り組みの内実が問われるものとして宗派および NHK は部落解放同盟中央本部（以下「同盟」という）、部落解放同盟広島県連（以下「広島県連」という）より問題を提起されました。

このことに対応するために、宗派は、7 月 9 日、「安芸教区過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題に関する委員会」（以下「開示問題対応委員会」という）を安芸教区に設置し、8 月 6 日、第 1 回「開示問題対応委員会」を開き、問題の整理と対応方針について協議をすすめました。その後、数次にわたる「開示問題対応委員会」および作業部会を開き、同盟に提出する「見解書」を「開示問題対応委員会」において作成いたしました。そして、10 月 5 日広島別院内安芸門徒会館共命ホールにて第 1 回協議会を開催いたしました。

その協議会では、「同盟」及び「広島県連」側から厳しい意見が出されました。

①差別法名・過去帳の再調査として 1997 年に取り組んだことが宗派全体に浸透・徹底したのか。

②宗派として差別の今日的問題にどのように向き合うのか。

③親鸞聖人のみ教えは人間の平等性を基底としているはずであるが、過去の差別制度や差別意識が反映された過去帳問題にどのように取り組むのか。

等々。

過去帳を閲覧禁止にしたということの宗教的意味とは何であったのかという重要な質問でした。

宗派の最初の過去帳調査は 1971 年に行われていますが、それは、「壬申戸籍」の閲覧禁止から身元調査の対象が寺院の過去帳に移ってきている現状が明らかとなったものでした。そのことから身元調査お断りと過去帳の閲覧禁止への対応が宗派を挙げての取り組みとして行われてきました。そして 83 年、97 年と、法名や過去帳への差別記載を中心として差別の現実への取り組みを深めてきました。

97 年調査は信心の社会性の実践として行われ、僧侶一人ひとりが主体的に差別の現実と向き合う調査であり、その調査の総括で、反差別の教学＝御同朋の教学の構築がめざされたのもその取り組みの一つでした。過去帳再調査とは、自分の寺院がもつ差別の現実に向き合い、そこから差別・被差別からの解放をめざす構築と教学の共有を、というものでありました。

しかし、それから十数年を経過して、その時の問題意識はどうなってしまったのでしょうか。

このたびの「同盟」及び「広島県連」の指摘にある、過去帳の閲覧とは、まさに現在問題となっている身元調査への加担の問題でした。被差別地区の問い合わせ事件や戸籍謄本などを不正請求する身元調査事件が、各地から報告されています。また組織的に行われていた大きな事件もあり、いまだに部落差別が行われているのです。これらは行政にとっても大きな課題と受け止められ、現在対応が続けられています。

そのような状況で、個人のルーツ探しとはいえ、テレビ番組で過去帳の閲覧・開示を行うことは、部落差別の現実をどのように認識しているかということでもあります。

差別の現実から出発するという時、その現実とは何であったのか？身元調査をゆるす社会が存在するという差別の現実には埋没していた自己が、今回の問題で照らし出されたとい

えましょう。

第1回目の広島別院での協議会を受けて、さらに委員会で協議を重ね、「見解書」が練り上げられました。そして、11月19日、第2回目の協議会を聞法会館で行うことになりました。

その協議会の冒頭、「同盟」及び「広島県連」側から「このような過去帳開示は差別ではないのですか」との質問がありました。具体的な差別が発生しているわけではないという、宗派の意識に対する問いかけでした。

たとえ、部落差別をその目的とする調査ではなくとも、過去帳をはじめ類する帳簿に記載された事項が個人情報である以上は、その開示は個人情報の漏洩であり、その意味で人権侵害となります。また、差別的意図で行われる身元調査がさまざまな形で寺院への問い合わせになっているという状況もあり、開示者の意図にかかわらず、それらの行為は差別的行為であり、部落差別を助長するものだという認識が宗派に不十分であるという指摘です。

被差別部落をはじめ多くの門信徒の信仰を集めてきた、その歴史的な重みを考えますと、我々の責任は大きくなるのは当然です。だからこそ、それは、単に懺悔というレベルにとどまらず、さまざまな社会的実践として活かされていかなければなりません。

とくに過去帳の位置づけについては、厳しい意見が出されました。このことは、1997年調査でも大きな課題とされ、江戸時代の宗門人別改め制度によって信仰そのものが権力支配の道具とされたときに、そのみかえりとして、寺院の経済基盤を支えるために過去帳が使われたのではないかというものです。

これについては、すでにこのたびの「見解書」にも明らかにしているとおり、過去帳とは先人の信仰の記録であり、その寺院の信仰の歴史を表現しているものであるという宗派の従来の立場から、私たちの運動の取り組みがあります。

残念ながら過去帳には差別記載がありました。先人の信仰の記録に、親鸞聖人のみ教えにそむく記載をしてきたのです。しかし、私たちはそれを、みずからの取り組みの中で明らかにしてきました。我々の信仰とは私個人の信仰であると同時に、長い歴史の中で受け継がれてきたものです。歴史の中で差別的記載をしてきた過去帳が、私の信仰を支える先人の信仰の記録という法宝物であるがゆえに、我々の取り組みの責任はより重く大きいのです。

宗派はこのたびの協議会を受けて、以下のとおり、今後取り組むべき課題を明らかにしました。

宗派では、これまでの基幹運動の成果と課題をふまえつつ、部落差別からの解放をめざした取り組みである同朋運動の願いと精神をより広範に展開するために、「御同朋の社会をめざす運動」を展開しているところです。そこでは、門信徒との課題の共有をめざし、差別の現実に学ぶ取り組みを提唱しています。さらに、今回の開示問題を通して明らかになった課題、差別の現実に学ぶ取り組みと教学的課題に対する取り組みを今後も継続してまいります。宗派の一人ひとり、すみずみにいたるまで、親鸞聖人の同朋精神が充満するように、学びを深め、意識を変革し、運動をになう人材の育成に努めることが重要な課題です。

具体的には、以下のとおり取り組みを継続してまいります。

①これまでの身元調査拒否や、差別法名・過去帳調査の取り組みを検証いたします。

過去帳等の閲覧禁止実施(身元調査拒否)に関する実態調査、差別法名・過去帳調査のこれまでの取り組みを、社会部を中心に一般財団法人同和教育振興会、浄土真宗本願寺派総合研究所等と連携して検証し、課題を明らかにします。

②それに基づき、宗派における人材育成・研修の場での取り組みを徹底させます。とくに僧侶養成の場としての、得度習礼、教師教修、中央仏教学院等での「御同朋の社会をめ

ざす運動」を推進する中で、同朋運動の願いに対する学びについて徹底します。

- ③さらには、門徒推進員をはじめとして門信徒を対象とした差別法名・過去帳の研修の取り組みを広げ、宗派一丸となって先人の信仰の記録を差別に悪用させない学びを深めてまいります。
- ④教団内外の意見に学び、反映させながら、運動の点検および活動を進めてまいります。
- ⑤関係機関・団体等との連携を深めます。
- ⑥教学上の課題も、真摯に学んで、取り組みを進めていきます。

以上、「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」の課題と今後の対応についてご報告いたします。

「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」及び 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」の改正内容について

(2014 年宗報 3 月号掲載)

本年 2 月 1 日付で、「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」(昭和 61 年総局告示第 17 号)(※以下、「取扱基準」)、およびその解説ともいえる「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」(※以下、「取扱いについて」)が改正されました。この度の改正の趣旨とねらいをご報告いたします。

本来、この「取扱基準」が定められたのは、制定当時興信所等による部落差別に基づく身元調査の問い合わせが寺院になされ、多数の寺院がそれに協力した現実が明らかとなったからです。その身元調査への協力に寺院の備付け帳簿である「過去帳」が利用されてきました。このように、寺院の備付け帳簿である「過去帳」が、身元調査に利用され差別の拡散につながっていた事実から、人類普遍の平等原則に反しないように過去帳等の寺院備付け帳簿の管理を定めた「取扱基準」が定められました。ですからその「取扱基準」は、必然的に「過去帳」等が差別に利用されないために定められたものであり、すべての寺院に所属する僧侶がその趣旨を十分に理解し遵守することが求められたものでした。

今回の改正には二点のねらいがありました。一点目は従来「過去帳等」と略称されてきた「過去帳又はこれに類する帳簿」の具体的内容を明らかにし、その管理責任を明確化すること、そして二点目は個人情報管理責任の視点を盛り込むことでした。

その一点目は、「取扱基準」の第一条において「宗門に属するすべての寺院その他これに準ずる団体において備付けられている過去帳またはこれに類する帳簿の取扱いについての細則を定めるものとする。」として、寺院・教堂・別院のみならず、仏教婦人会・仏教壮年会などの教化団体の帳簿なども含まれることとし、「取扱いについて」では、一項に「過去帳等とは」として、「ここでいう過去帳等とは、寺院備え付けの過去帳・永代経記録簿・墓地管理簿・門徒現在帳等、門徒の記録簿全般を言います。」と、単に「過去帳」に限らず寺院に保管される門徒の記録簿のすべてが対象であることが示されました。

さらに「取扱基準」第二条に二項を新たに設け、「過去帳等の記載には同朋教団の本旨に反して差別を生み出すことがないように、十分な配慮をしなければならぬ。」とし、具体的には第五条(過去帳等への記載禁止事項)とし「過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、その門地、本籍地、出生の別、国籍、死因等については、一切これを記載してはならない。」と記載禁止事項を明記してあります。

そして、「取扱基準」第三条には「過去帳等の取扱責任者は、宗門に属する寺院その他これに準ずる団体の住職または代表者とする。」と過去帳等の取扱責任者を明記し、第六条に「第三条の規定による取扱責任者は、過去帳等を厳重に管理し、その閲覧を許してはならない。」と、過去帳等の閲覧禁止と管理責任が明確にされました。

このように、例えば一般寺院であったなら、過去帳等の取扱責任者は住職(代表役員)であり、閲覧禁止の管理責任があることが明記されています。さらに第四条には、「過去帳に記載すべき事項は、次の各号に掲げるところに限る。一 法名、二 俗名、三 死亡年月日、四 性別、五 年齢、六 施主(喪主)との続柄、七 施主(喪主)の現在所。」と、従前のおとり七項目の記載事項が限定されています。過去帳には、ここに掲げられた七項目以外のあらゆる記載を記入することが認められないということです。

つぎに二点目として、今回新たに個人情報保護の視点が「取扱いについて」に盛り込まれたことです。「取扱基準」制定の時点では、私たちの宗門は「個人情報」という視点をもっていませんでした。しかし二〇〇三(平成十五)年「個人情報の保護に関する法律」が制定されるなど、近年、個人情報保護の責務が社会的な共通認識となってきました。

いうまでもなく、過去帳に記載される「法名」は仏弟子としての名告りです。長い宗教

的自由の抑圧の歴史から、世界人権宣言や日本国憲法には高らかに「信教の自由」が謳われています。信教の自由は宗教者が何よりも尊ばねばならない基本的人権の一つです。ですから「法名」という門信徒の仏弟子としての名告りや、過去帳等に記載される宗教に基づくさまざまな記録は、宗教者として何よりも尊重すべきものであり、保護すべき「個人情報」と受けとめねばなりません。

「個人情報の保護に関する法律」では、第二条に「この法律において、『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と定義されています。この「生存する個人に関する情報」という定義からすると、過去帳は個人情報の範疇に入らないようにも見えますが、過去帳の記載事項に「施主（喪主）との続柄」「施主（喪主）の現住所」がありますので、過去帳の記載内容は施主（喪主）に関する個人情報といわなければなりません。ですから、厳重な管理義務が取扱責任者にあることが法律でも定められているのです。さらに法律に定められた「生存する個人」ばかりでなく、亡くなられた故人の宗教上の「個人情報」保護も視野に入れることは、私たちが宗教教団でありまた宗教者である以上は当然のこととも言えます。

このような趣旨から、「取扱いについて」では、前文に「過去帳等は寺院備付の公的帳簿であり、その取扱責任は、住職（代表役員）にあります。過去帳等の記録は個人情報であり、身元調査に利用されないよう取扱責任者には守秘義務を守り、過去帳等を厳重に管理する義務があります。」とし、閲覧禁止（公開禁止）、過去帳の記録事項の限定、過去帳に類する帳簿の記載事項の限定、以上の三点が厳守すべき原則として示されました。

以上、今回の「取扱基準」ならびに「取扱いについて」の改正の趣旨とねらいの概略をご報告させていただきました。どうぞ今回の改正のねらいを十分にお汲み取りいただき、過去帳等の備付帳簿が、二度と差別を生み出さぬよう万全の管理をいただきますとともに、御同朋の社会をめざす寺院運営を進めていただきますようお願いいたします。

社会部〈人権問題担当〉

「身元調査お断り運動」の徹底を！

「同宗連」は、1984 年から「身元調査お断り運動」をすすめてきました。その取り組みにもかかわらず、身元調査にかかわる事件は後を断ちません。

宗教界においても昨年末、寺院における過去帳閲覧などに関し、いくつかの事例が発生しました。このことを機縁とし、今回作成の「身元調査お断り」ステッカーの活用を通して、あらためてこの問題への啓発を進めてまいります。

身元調査は人権侵害です！

「同宗連」が「身元調査お断り運動」に取り組むのは、身元調査が人権侵害だからです。「被差別部落出身かどうか」など、元来差別される事柄ではないことを調べ、間違った認識により排除や差別が行われるのです。今でも就職や結婚に際して「身元調査」が行われることがあり、その多くは部落差別にかかわる調査であるといわれています。

近年、一部行政書士が興信所の身元調査に協力し、他人の戸籍謄本・住民票を不正に取得し、報酬を受け取っていた事件が発覚しました。この事件の行政書士は、「ほとんどが被差別部落出身かどうかの調査だった」と証言しています。また、市町村役場での戸籍簿・住民票の閲覧が制限されている現在、調査会社の中で調査対象の 1 つとして寺院がリストアップされていると聞きます。

「身元調査」による人権侵害・差別を防ぐため、問い合わせに簡単に応じたり、無自覚のうちに協力することがないように、日ごろから問題意識をもちましょう。

2014 年 2 月『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議

『新「差別事件 糾明のための方途」』について

嶋 津 弘 隆

(2014 年宗報 4 月号掲載)

この度、『差別事件 糾明のための方途』(以下『方途』という)が、11 年ぶりに改定されました。

今回の改定理由には、第一に教団の機構改革によって従前の『方途』が機能しなくなったことが挙げられます。先の『方途』では、差別事件には基幹運動推進委員会が対応していましたが、現在は直接対応にあたる機関がありません。そのため、2012(平成 24)年に NHK の「鶴瓶の家族に乾杯」で放送された、いわゆる「安芸教区 過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」の対応は極めて困難なものになりました。

第二には、前回の改定から年月がたち、今日の差別の現実に適応しにくくなっている点が挙げられます。差別の定義にあたる記述も、その後の運動の進展や研究の成果を取り入れる必要があります。

第三には、差別事件の対応は、『方途』に従うべきだという共通認識が、教団内で形成されていることです。

以上を踏まえ、総局の依頼を受けて「同和教育振興会」が改定案の作成に関わったものです。

二

ところで、『方途』は差別事件を解決するためのマニュアルではありません。

もちろん『方途』には、これまでの差別事件に対応してきた経験をほぼ全て網羅しています。しかし現実には、全く新しい形態の差別事件が発生し、それはこれまでの経験をはるかに超えている場合もあります。マニュアルとしての活用では、こうした未経験の差別事件には対応することが出来ず、また、事件解決主義に陥る可能性も否定できません。

差別事件に対応し取り組むとは、「差別の現実からの出発」を意味し、「差別の現実に学ぶ」ことです。そのことを『新「方途」』では、差別事件への対応とは、

それぞれの事件の背景を明らかにしていくことである。すなわち、どこに問題があったのか、何が差別にあたるのか。何故こうした差別状況を作り出しているのかを問うことであり、課題を明らかにし、差別構造と体質を明らかにすることである。さらに、差別意識を生み出す教学や制度・慣習を厳しく問い直すことでもある。必然的に、それらは教団全体で共有すべきものであって、明らかになった課題に取り組み、差別の構造や体質・意識を変えていく運動につながるものでなければならない。

と、差別事件に学ぶことであることを明らかにしています。

三

さて、差別事件では、取り組みの姿勢と方向性を明確にして対応にあたる必要があります。

教団での最初の差別禁止の通達が、1902(明治 35)年の「乙達 37 号」でした。しかし、この通達は差別は一部の不心得者がおこなったこととして差別者個人に責任があるとし、禁止の理由も 1871(明治 4)年の解放令を根拠とし、宗祖の教えを理由とするものではありませんでした。この教団の差別に対する姿勢は、基本的に変わることなく永い間続きます。それでも、1950(昭和 25)年に差別・被差別からの解放を願って提唱された同朋運動の進展

や、差別事件への取り組み、さらには社会情勢の変化と影響などによって、1971(昭和 46)年に「同朋運動本部」が設置されて同朋運動の教団化が実現することになります。

そして、それまでの差別事件の対応がまとめられ 1989(平成元)年に発表されたのが、『差別事件（差別行為／差別表現）に対してどう取り組むか（指針）』（以下『指針』という）でした。ここは、はっきりと差別事件への取り組みの姿勢と方向性が明記されることになりました。

そこには、教団の差別構造や体質が現れたのが差別事件であるとして教団の責任を認め、同朋運動の原点が差別の現実からの出発であり、その克服と変革は全ての教団人が担うべき課題であると位置づけられています。これが、今日の取り組みの基礎となり、その後 1997(平成 9)年の『差別事件糾明のための方途』、2001(平成 13)年、2003(平成 15)年の改訂版が発行されることになりますが、『指針』に示された取り組みの姿勢と方向性は、いささかも変わるところありませんでした。

四

また『新「方途」』では、第三者委員会「浄土真宗本願寺派人権問題啓発委員会」は対応にあたらないことを明記しました。それは、差別事件対応のための専門組織を作らないことを意味します。万一にも差別事件解決のため専門組織を作られるようなことがあれば、とりあえず解決すれば良しとするような風潮が生じかねず、前述したような差別事件に学ぶ機会を奪われかねないことを危惧したことによります。

従って、差別事件対応の機関は、従前の基幹運動推進委員会に代わって、「教務所長、または社会部（人権問題担当）（以下社会部という）が対応にあたる」とし、責任の所在を明らかにしました。教務所長や社会部では、差別的行為や事実の報告あるいは指摘を受けたならば、確認委員会を設置して調査にあたり、その結果差別性があると認定された場合は、対応委員会を設置することになります。

対応委員会は対応の課題を明らかにし、それを文書化して公開し、委員会を解散してひとつの事件の終結あるいは解決とします。差別事件の解決とは、下記の 4 点が明確になったときを言います。

1. 被差別者の人権回復
2. 差別者の意識改革
3. 責任と課題の明確化
4. 課題克服に向けての取り組み

もちろん、「差別者の意識改革」などは相応の時間を要するでしょうし、「責任と課題を明確」にし、「課題克服に向けて取り組む」ことは、差別・被差別からの解放を目指すことに他なりません。対応委員会が終結したと言っても、その後の取り組みが終わることを意味するものではないことは言うまでもありません。すなわち、差別事件への取り組みは同朋運動そのもののなのです。

（一般財団法人同和教育振興会評議員）

災害時における 人権侵害等について

季 平 博 昭

(2014 年宗報 5 月号掲載)

宗門では、2012(平成 24)年 4 月より、今まで推進されてきた「基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)」の成果を継承し課題を克服するために、新たに運動名称を「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」として推進しています。

このたびの運動は、運動を具体的に着実に推進するため、宗門の課題を抽出し、その克服をめざす「重点プロジェクト」が策定され、その中から、伝道本部・教区・組など、それぞれの現場の状況を踏まえ、独自のプロジェクトに取り組まれています。伝道本部(宗務所)においては、一昨年度より各部署それぞれにおいて「災害支援」を「重点プロジェクト」の課題としています。

この伝道本部の決定を受け、「社会部〈人権問題担当〉」では「災害と人権」ということをコンセプトとして取り組むこととし、「災害時における人権侵害等についての基本構想～基本的な考え方として～」を策定しました。

これは直接的な人権侵害はもちろんのこと、人権侵害につながりかねないさまざまな状況も課題としていくという願いから、あえて「人権侵害等」と表現しています。

その基本構想には、「私たち念仏者は、このたびの東日本大震災を契機として、『災害時における人権侵害等』の実態に学び、被災者の方がたと連携しつつ、その克服にむけた具体的取り組みをすすめていきたいと思います。」と示されています。

リーフレット「災害と人権」の作成

このたび、この基本構想をもとに、「心豊かに生きることのできる御同朋の社会をめざす」ために、「災害と人権」というリーフレットを作成しました。

差別と人権ということを考えてとき、たとえば、差別的発言は、「差別に対する認識のたりない特定の人があるのであって、私は差別をすることはありません」ということではなく、「誰でも何気ない一言が、気づかないうちに誰かを傷つけてしまうことがある」、つまり、「誰しもが差別する可能性がある」という認識に一人ひとりが立つことが大切です。

このたび作成したリーフレット「災害と人権」は、このような問題意識から、東日本大震災を契機として、「災害時における人権侵害等」の実態に学び、浄土真宗のみ教えに生きる念仏者として、どう考えどう行動すればよいかということについてみんなで考えるという啓発のためのリーフレットとなっています。

このたびの東日本大震災のような大きな災害に見舞われた時、被災された人だけでなく、世の中全体が冷静さを失い、パニック状態に陥る中で、一人ひとりのいのちの尊厳を尊重するという大切な視点への配慮が失われるのが現実です。

このリーフレットを読んでもいただくことで、改めて、災害時ということえを超えて、差別と人権を考えるための資料として活用していただきたいと思います。

リーフレット「災害と人権」の内容について

まず、表紙を開いたところに、災害で被災された人に対して投げかけられる、「思ったより元気そう」、「かわいそう」、「ガンバレ」、「前向きに生きよう」、「命があったんだからよかったと思わなきゃ」、「早く元気になって」、「あなたは幸せなほうだよ」、「つらいのはあなただけじゃない」、「もっと強く生きなきゃ」という言葉を示し、「不用意な言葉や態度の中で我慢を強いられている方々いることを考えてみませんか?」と問題提起をしています。

そしてその後、もう一枚めくると、「あなたの痛みに気づける私であるために」という言葉が指示され、さらに左のページには、その言葉を受けて、「災害で傷つきながら、さらに

不用意に発せられる慰めや励ましの言葉や態度によって傷つき、我慢を強いられている方々が、たくさんいらっしゃいます。たとえ善意であり、何とかしたいという素直な気持ちであったとしても、自分の言葉や態度が誰かを傷つけていないか、問い続けることも大切です」とあります。

慰めや励ましの言葉が、結果として人を傷つけることになってしまう可能性を持っている。そのことに気づいていくことの大切さを示しています。

最後に裏面において、浄土真宗のみ教えに生きる念仏者として、どう考えどう行動すればよいかということについて、自分の言葉や態度で人を傷つけていることになかなか気づけない私に、気づきを促すものが浄土真宗のみ教えであるということ。阿弥陀さまの願いに出会うことで、自らを問い、社会へ向けて問い続け、考え続ける力とものごとの本質を見抜く感性と、一步を踏み出す勇気も一緒に与えられるということ。そして最後に、「限界を抱えた私たちだけど、無限のはたらきに支えられ、促されて生きている、あなたと私であることを……伝えたい、あなたに。」として締めくくられ、みんなで考え、行動したいとの願いが示されています。

このリーフレットを「災害時における人権侵害等についての基本構想～基本的な考え方として～」とともに活用していただき、さまざまな研修の場で学びを深め、「御同朋の社会」をめざして、実践していただきたいと思います。

災害時における人権侵害等についての基本構想 ～基本的な考え方として～

〇目 的

2011(平成 23)年 3 月 11 日、東北地方を中心に東日本の広い範囲に甚大な被害をもたらした東日本大震災によって、多くの命が犠牲となり、私たちは想像もできないほどの莫大な被害を受けました。多くの命が失われ、日常の暮らしや働く場が根こそぎ奪われたことにより、物質的・経済的な被害のみならず、急激な現実の変化を受け入れざるをえない苦悩や、心の痛み・ストレス等をうけたのです。多くの人たちは、それらによって精神的余裕を失い、今もなお、ぎりぎりの生活を強いられています。

また、このたび震災では、東京電力福島第一原子力発電所事故により、被災地における放射能被害、またそれに関連した風評被害、また避難先での被災者に対する心ない言動等、被災者や被災地に対する差別も新たにうまれています。

さらに、災害時には、情報不足やデマなどによる人権侵害も含め、種々の人権侵害が生じることは、過去の大災害時のさまざまな事例で明らかとなっています。すべての人は人間として安心して生きる権利(人権)を有していますが、このような災害による被災は、被災者の人権をさまざまな形で大きく侵害する結果をもたらせてしまいます。このように災害と人権侵害は切り離せない関係にあります。

私たちの宗祖親鸞聖人は、当時、災害や飢饉をはじめとする混迷した世のなかにあって、阿弥陀如来のご本願を支えとし、互いにお念仏を喜ぶ仲間「御同朋・御同行」とともに支えあいながら、苦難の人生をあゆみ生き抜かれました。私たち念仏者は、このたびの東日本大震災を契機として、「災害時における人権侵害等」の実態に学び、被災者の方がたとえ連携しつつ、その克服にむけた具体的取り組みをすすめていきたいと思っています。